

令和2年度

# 設計業務等標準積算基準書

令和2年10月1日以降適用

令和2年10月1日以降公告  
(指名競争入札においては指名通知)  
する業務から適用する。

青森県 県土整備部

## 目 次

<b>第1編 設計業務等標準積算基準（参考資料）</b>	
第1章 総則	
第 1 用語の定義	2
第 2 積算基準	2
第 3 冬期歩掛補正	2
第 4 旅費交通費	3
第2章 設計業務	
第 1 橋梁補修関係	4
第 2 現地立会	11
第 3 設計協議	11
第3章 点検業務	
第 1 橋梁定期点検積算要領(案)	16
第 2 橋梁事前データ作成積算要領(案)	22
第 3 シェッド・シェルター定期点検業務積算基準	26
第 4 大型カルバート定期点検業務委託積算要領	35
<b>第2編 用地調査等業務費積算基準</b>	
第 1 適用範囲	41
第 2 業務費の構成	42
第 3 業務費の内容及び積算	43
第 4 共通	48
第 5 権利調査	49
第 6 建物等の調査	53
第 7 営業その他の調査	78
第 8 予備調査	83
第 9 移転工法案の検討	89
第10 事業認定申請図等の作成	100
第11 再算定業務	111
第12 土地評価	113
第13 補償説明	116
第14 消費税等調査	120
第15 地盤変動影響調査等	121
用材林等の取得補償に係る見積徴収費の積算等について	136
<b>第3編 電気通信施設設計業務積算基準</b>	
国版「電気通信施設設計業務積算基準」によるものとする。	
(掲載HP: <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki jun.html">https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisanki jun.html</a> )	
<b>第4編 現場技術業務委託積算基準(案)</b>	<b>140</b>

# 第 1 編 設計業務等標準積算基準 (参 考 資 料)

# 第1章 総 則

## 第1 用語の定義

青森県版の本基準書に対して、市販されている下記の図書を全国版という。

全国版設計業務等標準積算基準書	監修 国土交通省大臣官房技術調査課
全国版設計業務等標準積算基準書（参考資料）	発行 一般財団法人経済調査会

## 第2 積算基準

青森県県土整備部が発注する設計業務等の積算基準は、全国版設計業務等標準積算基準書、全国版設計業務等標準積算基準書（参考資料）及び設計業務等標準積算基準書（青森県県土整備部）の他、掲載の無い業務については見積による。

## 第3 冬期歩掛補正

(1) 積雪寒冷地における冬期屋外作業について降雪、低温に伴う作業の採暖時間の増加、昼間時間の減少等による実作業時間の短縮に対して、冬期屋外作業の歩掛を補正する。10月1日以降に入札し、履行期限が当該年度の3月31日までである業務委託で、11月1日から3月31日までの履行期間が全履行期間の2分の1を越える測量及び地質調査業務委託等について補正の対象とする。

(2) 歩掛の補正は、屋外作業（外業）に従事する作業員を対象に行うものとする。

(3) 青森県全域の歩掛の補正は、期間別に次表の割増率を標準とする。

		冬期歩掛補正率（％）				
		外業終了日				
		11月	12月	1月	2月	3月
外業開始日	10月	0	0	2	2	2
	11月	0	0	2	2	2
	12月		2	3	3	2
	1月			4	4	2
	2月				3	2
	3月					0

(4) 設計変更等により履行期間に伸縮を生じた場合の補正率は、原則として当初設計の補正率によるものとする。ただし、当初設計の補正率によることが著しく不適当な場合について

は、整備企画課と協議のうえ処理するものとする。

(5)歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正  
直接人件費・賃金を算出し、積算するものとする。

$$\text{冬期補正設計直接人件費・賃金} = \text{設計直接人件費・賃金} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

#### ※屋外作業期間の設定について

屋外作業期間とは、発注される業務の中で屋外作業に要する期間である。なお、屋外作業（外業）と屋外作業（内業）が交互に混在している場合は、最初の屋外作業（外業）開始日から最後の屋外作業（外業）終了日までを外業期間とする。よって、外業期間は、当初発注前に作業内容及び工程等を十分把握し経済的な屋外作業期間を設定しなければならない。

#### ※労務費補正について

労務費の補正は、補正の対象となる外業期間の外業歩掛について補正する。

#### ※労務費以外の補正について

旅費交通費及び履行期間については補正しない。

### 第4 旅費交通費

全国版設計業務等標準積算基準書（参考資料）による。

A 地区：滞在費を計上しない地区

B 地区：滞在費を計上する地区

## 第2章 設 計 業 務

### 第 1 橋梁補修関係

#### I.適用範囲

本資料は、橋梁補修関係業務の設計委託費用を積算する際に適用する。

なお適用条件等詳細については各工種の適用欄のとおりとする。

#### II.設計単価・歩掛

- ・標準単価・歩掛は別紙のとおりとする。
- ・本基準は、汎用性の高い内容を標準としておりますので、適用条件に合わない場合、高度な設計が必要、現場条件等により特記事項が必要な場合は、別途見積により対応すること。
- ・打ち合わせ協議等の費用については別途計上することとし、基点は各地域整備部（鱒ヶ沢道路河川事業所は鱒ヶ沢道路河川事業所とする）とする。

#### III.その他原価・一般管理費等

全国版設計業務等標準積算基準書の設計業務の率によるものとする。

なお、委託内容によって諸経費率を低減する場合は、別途見積により対応すること。

#### IV.その他

その他詳細については、全国版設計業務等標準積算基準書及び全国版設計業務等標準積算基準書（参考資料）を適用すること。

### 1 現地調査

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
現地調査			1.00	1.00	1.00	1.00	4.00
劣化損傷図作成					2.00	4.00	6.00
調査結果取りまとめ				1.00	1.50		2.50
計			1.00	1.00	4.00	6.50	

- ・対象橋梁の現地調査を行い、特記仕様書との整合性を目視により確認し、補修設計の資料を作成する。
- ・損傷図は、一般図等の資料がない場合や損傷図を作成する場合に計上する。
- ・複数の橋梁を調査する場合は橋梁数を乗じる。
- ・標準歩掛は対象橋長L=75mとし、他の橋長については橋梁予備設計の補正を適用する。

### 2 上部工補修工法検討（設計計算を必要としない場合）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.60			0.60
概略設計図				0.60	0.60	0.60	1.20
概算工事費					0.60	0.60	1.20
比較一覧表作成					0.60	1.20	1.80
照査				0.60	0.60		1.20
報告書作成				0.60	0.60		1.20
計				2.40	3.00	2.40	1.20

- ・上部工（主桁、床版）の補修工法の比較検討が必要な場合に計上する。
- ・鋼橋、コンクリート橋、共通とする。

### 3 床版防水補修設計

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図					1.00	1.00	2.00
数量計算						1.00	1.00
照査					0.50	0.50	1.00
報告書作成					1.00		1.00
計					3.00	2.50	

- ・床版下面への漏水により上部工の劣化要因となっている場合に計上する。
- ・標準歩掛は対象橋長L=75mとし、他の橋長については橋梁予備設計の補正を適用する。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

### 4 伸縮装置補修設計（取替え、止水材設置）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図						0.50	1.50
数量計算						0.50	1.00
照査					0.50	0.50	1.00
報告書作成					1.00		1.00
計					2.00	1.50	2.50

- ・伸縮装置部からの漏水、土砂堆積及び段差がみられ取替えが必要な場合に計上する。
- ・標準歩掛は3径間とし、他の径間については橋梁詳細設計（橋梁上部工）の補正を適用する。ただし、1径間の場合は2径間の補正に準ずる。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

5 防護柵補修設計（再塗装、取替え、地覆打換え等）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図						1.00	1.50
数量計算						0.50	1.50
照査				0.50	0.50		1.00
報告書作成				0.50			0.50
計				1.50	2.00	3.00	

- ・ 防護柵・高欄部の錆、腐食、損傷により、再塗装及び取替えが必要な場合に計上する。
- ・ 防護柵・地覆の構造変更に伴い上部工(床版含む)の設計計算が必要な場合は別途計上とする。
- ・ 照査には赤黄チェックによる照査を含む。

6 排水装置補修設計

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.60			0.60
設計図					0.60	0.60	0.60
数量計算						1.00	1.00
照査				0.60	0.50		1.10
報告書作成				0.60			0.60
計				0.60	1.80	2.10	0.60

- ・ 橋面排水の不良や排水管の劣化がみられる場合に計上する。
- ・ 照査には赤黄チェックによる照査を含む。

7 主桁表面処理設計[再塗装（鋼橋）及び保護塗装（コンクリート橋）]

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図						1.00	1.50
数量計算						1.00	1.00
照査				1.00	1.60		2.60
報告書作成				0.50			0.50
計				2.00	3.60	2.50	

- ・ 再塗装またはひび割れ保護が必要な場合に計上する。
- ・ 標準歩掛は対象橋長L=75mとし、他の橋長については橋梁予備設計の補正を適用する。
- ・ 鉸桁で、かつ曲線橋などの複雑な場合は2割増とする。( +20%)
- ・ 追加で床版表面処理まで行う場合は2割増とする。( +20%)
- ・ 床版表面処理のみ行う場合は、上記歩掛の5割を計上する。( ×50%)
- ・ 照査には赤黄チェックによる照査を含む。

8 電気防食設計

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画			0.60	1.20			1.80
設計計算				0.60			0.60
設計図				0.60	1.20	1.20	3.00
数量計算					1.20	1.20	2.40
照査				1.20	1.20		2.40
報告書作成				0.60	0.60		1.20
計			0.60	4.20	4.20	2.40	

- ・ 照査には赤黄チェックによる照査を含む。



9 主桁補修設計（設計計算を必要としない場合）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計	
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)		技術員
設計計画					0.50		0.50	
設計図						1.00	2.00	3.00
数量計算						0.50	2.00	2.50
照査					1.60			1.60
報告書作成					0.50			0.50
計					2.60	1.50	4.00	

- ・主桁コンクリート欠損の断面修復やひび割れの対策（注入など）を必要とする場合に計上する。
- ・耐荷力不足による部材の欠損やひび割れは、別途補強設計を講じるものとする。
- ・標準歩掛は対象橋長L=75mとし、他の橋長については橋梁予備設計の補正を適用する。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

10 床版補修設計（設計計算を必要としない場合）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計	
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)		技術員
設計計画					0.50		0.50	
設計図						1.50	2.00	3.50
数量計算						0.50	1.50	2.00
照査					0.50	0.50		1.00
報告書作成					0.50			0.50
計					1.50	2.50	3.50	

- ・床版コンクリートの欠損に伴う断面修復やひび割れの対策（注入など）を必要とする場合に計上する。
- ・耐荷力不足による部材の欠損やひび割れは、別途補強設計を講じるものとする。
- ・標準歩掛は対象橋長L=75mとし、他の橋長については橋梁予備設計の補正を適用する。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

11 支承補修設計（取替え・補修(大規模補修の場合)）※ジャッキアップが必要な場合に適用

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画			0.50	0.50			1.00
設計計算				0.50	2.00	2.50	5.00
設計図					1.00	1.50	2.50
数量計算					0.50	0.50	1.00
照査				1.00	1.00		2.00
報告書作成					0.50	0.50	1.00
計			0.50	2.00	5.00	5.00	

- ・設計計画には、簡易な作業計画を含むものとする。
- ・設計計算は、ジャッキアップに伴う橋座面の照査・補強設計、反力計算とし、反力計算が不要な場合（別途上部工設計で算出する場合や、設計計算書が有る場合）は×50%とする。
- ① 鈹桁・PC桁などの単純桁形式を標準とする。
- ② 連続桁形式の場合は、全体を2割増とする。
- ③ 構造形式が大きく異なる場合、及び支承構造が複雑な場合は別途考慮するものとする。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

12 支承補修設計（金属溶射・補修(小規模補修の場合)）※ジャッキアップが不要な場合に適用

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.60			0.60
設計図					0.60	0.60	1.20
数量計算					0.60		0.60
照査				0.60	0.60		1.20
報告書作成					0.60		0.60
計				1.20	2.40	0.60	

- ・設計計画には、簡易な作業計画を含むものとする。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

13 沓座モルタル補修設計

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図						0.50	1.50
数量計算						0.50	1.00
照査				0.50	0.50		1.00
報告書作成				0.50			0.50
計				1.50	1.50	2.50	

- ・設計計画には、簡易な作業計画を含むものとする。
- ・ジャッキアップが必要な場合は11支承補修設計（取替え・補修(大規模補修の場合)）の設計計算、照査、報告書作成に準ずる。
- ・シャッキアップが不要な場合は設計計算、照査、報告書作成を計上しない。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

14 下部工補修工法検討（設計計算を必要としない場合）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.50			0.50
概略設計図					0.50	1.00	1.50
概算工事費					0.50	1.50	2.00
比較一覧表作成					0.50	1.50	2.00
照査				0.50	0.50		1.00
報告書作成					0.50		0.50
計				1.00	2.50	4.00	1.50

- ・下部工（橋台、橋脚）の補修工法の比較検討が必要な場合に計上する。

15 下部工表面処理設計（橋台、橋脚）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図						1.00	1.50
数量計算						1.00	1.50
照査				0.50	0.50		1.00
報告書作成						0.50	0.50
計				1.00	3.00	3.00	

- ・下部工ひび割れ保護、表面処理が必要な場合に計上する。
- ・標準歩掛は3径間とし、それ以外については橋梁詳細設計（橋梁上部工）の補正を適用する。ただし、1径間の場合は2径間の補正に準ずる
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

16 下部工補修設計（設計計算を必要としない場合）

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画					0.50		0.50
設計図						1.50	1.50
数量計算						0.50	1.00
照査				0.80	0.50		1.30
報告書作成						0.50	0.50
計				1.30	3.00	2.50	

- ・コンクリート欠損の断面修復、ひび割れの対策（注入など）を必要とする場合に計上する。
- ・耐荷力不足による部材の欠損やひび割れは、別途補強設計を講じるものとする。
- ・アル骨対策検討を含む場合は別途とする。
- ・標準歩掛は3径間とし、それ以外については橋梁詳細設計（橋梁上部工）の補正を適用する。ただし、1径間の場合は2径間の補正に準ずる。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

17 落橋防止装置設計〔連結装置設計（チェーン、タイプル連結など）〕 1種類当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.50	0.50		1.00
設計計算					1.00	1.50	2.50
設計図					1.00	2.00	3.00
数量計算						0.50	0.50
照査				0.50	1.00		1.50
報告書作成					0.50		0.50
計				1.00	4.00	4.00	0.50

- ・落橋防止対策が施されていない橋梁の場合に計上する。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

18 落橋防止装置設計〔縁端拡幅工（RC縁端拡幅、鋼製ブラケットなど）〕 1種類当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.50			0.50
設計計算					1.00	1.50	2.50
設計図					0.50	1.00	1.00
数量計算						0.50	0.50
照査				0.50	1.00		1.50
報告書作成					0.50		0.50
計				1.00	3.00	3.00	1.50

- ・落橋防止対策が施されていない橋梁の場合に計上する。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

19 落橋防止装置設計〔水平力分担構造設計〕 1種類当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画				0.50	0.50		1.00
設計計算					0.50	1.50	2.00
設計図					0.50	1.00	1.00
数量計算						0.50	0.50
照査				0.50	1.00		1.50
報告書作成					0.50		0.50
計				1.00	3.00	3.00	1.50

- ・レベル2地震動に対応していない支承が設置された橋梁の場合に計上する。
- ・横変位拘束構造が必要な場合は、本歩掛により別途計上する。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

20 橋脚補強工法検討 1橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
設計計画			1.00	0.80			1.80
概略設計計算					0.80	1.60	2.40
概略設計図					0.80	1.60	2.40
概算工事費					0.80	0.80	1.00
比較一覧表作成					0.80	0.80	1.60
照査				0.80		1.00	1.80
報告書作成					0.80		0.80
計			1.00	1.60	4.00	5.80	1.00

## 21 橋脚補強設計

1 基当り

区分	職種	直接人件費					計	
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)		技術員
設計計画			0.60	0.60		1.00	2.20	
設計計算				0.60	0.60	1.20	2.40	
保耐法の照査				0.60	0.60	0.60	1.80	
設計図					1.20	1.20	1.20	3.60
数量計算					0.60	1.20	1.80	
照査				1.20	1.20		2.40	
報告書作成					0.60	0.60	1.20	
計			0.60	3.00	4.80	5.80	1.20	

- ・地震時保有水平耐力法による耐力照査
- ・類似構造物は基本構造物の70%
- ・ラーメン式橋脚は別途とする。
- ・照査には赤黄チェックによる照査を含む。

## 22 施工計画

1 橋当り

区分	職種	直接人件費					計
		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
計画書作成				1.00	1.50	2.00	4.50
計				1.00	1.50	2.00	

- ・工程表、施工順序、施工方法、仮設備計画等、工事費積算に必要な計画書を作成する。
- ・複数の橋梁を計画する場合は橋梁数を乗じる。

## 第2. 現 地 立 会

現地立会は必要に応じて計上するものとし次表を標準とする。

(1回当り)

区 分	職 種	直 接 人 件 費		適 用
		技 師 (A)	技 師 (B)	
現 地 立 会		0.5	0.5	

(備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不相当と思われる場合は別途考慮すること。

## 第3. 設 計 協 議

- ・当初打合せ及び成果納入時には管理技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示する。
- ・打合せ回数は共通仕様書第1111条2項の区切りにより決定し、特記仕様書に明示するものとする。

### 共通仕様書 [共通編]

#### 第1111条 打合わせ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。  
 なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打ちせ記録簿を作成するものとする。
2. 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合わせを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と気協議するものとする。

#### (1) 道路概略・予備設計

##### (イ) 回数の考え方

- ①当初基本方針打合せ    ②第一次案（平面，縦断線形計画）    ③第二次案（横断設計計画）  
 ④第三次案（構造物設計計画）    ⑤第四次案（数量及び概算工事費）  
 ⑥第五次案（報告書原案）    ⑦成果品納入

##### (ロ) 設計協議

(1業務当り)

区 分	職 種	回数	直 接 人 件 費			適 用
			主任技師	技 師 (A)	技 師 (B)	
当初打合せ，成果品納入		2	0.5	0.5		①⑦
中 間 打 合 せ		5		0.5	0.5	②③④⑤⑥
合 計		7	1.0	3.5	2.5	

(備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不相当と思われる場合は別途考慮すること。

2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は、最低2回（当初打合せ，成果品納入）までとすることができる。

3. 一般構造物は本線に含むものとする。

(2) 道路詳細設計

(イ) 回数の考え方

- ①当初基本方針打合せ ②第一次案（平面，縦断設計） ③第二次案（横断設計）  
 ④第三次案（構造物設計） ⑤第四次案（暫定施工設計） ⑥第五次案（施工計画）  
 ⑦第六次案（数量計算書） ⑧第七次案（報告書原案） ⑨成果品納入

(ロ) 設計協議

(1業務当り)

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
当初打合せ，成果品納入		2	0.5	0.5		①⑨
中間打合せ		7		0.5	0.5	②③④⑤⑥⑦⑧
合計		9	1.0	4.5	3.5	

- (備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は，最低2回（当初打合せ，成果品納入）までとすることができる。  
 3. 一般構造物は本線に含むものとする。

(3) 平面交差点予備設計

(イ) 回数の考え方

- ①第一次案（比較案検討） ②成果品納入

(ロ) 設計協議

(1業務当り)

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
当初打合せ，成果品納入		2	0.5	0.5		①②
中間打合せ		—	0.5	0.5		
合計		2	1.0	1.0		

- (備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 本線設計と同時発注の場合は本線に含まれるものとして計上しない。

(4) 平面交差点詳細設計

(イ) 回数の考え方

- ①第一次案（平面，縦断設計） ②成果品納入

(ロ) 設計協議

(1業務当り)

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師(A)	技師(B)	
当初打合せ，成果品納入		2	0.5	0.5		①②
中間打合せ		—	0.5	0.5		
合計		2	1.0	1.0		

- (備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 本線設計と同時発注の場合は本線に含まれるものとして計上しない。

(5) ダイヤモンド型 I C 予備設計

(イ) 回数の考え方

- ①第一次案（比較案検討） ②第二次案（報告書原案） ③成果品納入

(ロ) 設計協議

(1 業務当り)

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師 (A)	技師 (B)	
当初打合せ, 成果品納入		2	0.5	0.5		①③
中間打合せ		1	0.5	0.5		②
合計		3	1.5	1.5		

- (備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は、最低 2 回（当初打合せ, 成果品納入）までとすることができる。  
 3. 本線設計と同時発注の場合は本線に含まれるものとして計上しない。

(6) ダイヤモンド型 I C 詳細設計

(イ) 回数の考え方

- ① 第一次案（平面, 縦断設計） ② 第二次案（報告書原案） ③ 成果品納入

(ロ) 設計協議

(1 業務当り)

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師 (A)	技師 (B)	
当初打合せ, 成果品納入		2	0.5	0.5		①③
中間打合せ		1	0.5	0.5		②
合計		3	1.5	1.5		

- (備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は、最低 2 回（当初打合せ, 成果品納入）までとすることができる。  
 3. 本線設計と同時発注の場合は本線に含まれるものとして計上しない。

(7) 休憩施設予備設計

(イ) 回数の考え方

- ①当初基本方針打合せ ②第一次案（平面, 縦断線形計画） ③第二次案（横断設計計画）  
 ④第三次案（数量及び概算工事費） ⑤第四次案（報告書原案） ⑥成果品納入

(ロ) 設計協議

(1 業務当り)

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師 (A)	技師 (B)	
当初打合せ, 成果品納入		2	0.5	0.5		①⑥
中間打合せ		4		0.5	0.5	②③④⑤
合計		6	1.0	3.0	2.0	

- (備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は、最低 2 回（当初打合せ, 成果品納入）までとすることができる。  
 3. 本線設計と同時発注の場合は本線に含まれるものとして計上しない。

(8) 休憩施設詳細設計

(イ) 回数の考え方

- ①当初基本方針打合せ      ②第一次案（平面，縦断設計）      ③第二次案（横断設計）
- ④第三次案（構造物設計）      ⑤第四次案（施工計画）      ⑥第六次案（数量計算書）
- ⑦成果品納入

(ロ) 設計協議

（1業務当り）

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師（A）	技師（B）	
当初打合せ，成果品納入		2	0.5	0.5		①⑦
中間打合せ		5		0.5	0.5	②③④⑤⑥
合計		7	1.0	3.5	2.5	

- （備考） 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は，最低2回（当初打合せ，成果品納入）までとすることができる。  
 3. 本線設計と同時発注の場合は本線に含まれるものとして計上しない。

(9) 共同溝予備設計

(イ) 回数の考え方

- ①第一次案（業務計画書）      ②第二次案（内空寸法計画）
- ③第三次案（平面，縦断，線形設計）      ④第四次案（施工計画及び概算工事費）
- ⑤成果品納入

(ロ) 設計協議

（1業務当り）

区分	職種	回数	直接人件費			適用
			主任技師	技師（A）	技師（B）	
当初打合せ，成果品納入		2	0.5	0.5		①⑤
中間打合せ		3		0.5	0.5	②③④
合計		5	1.0	2.5	1.5	

- （備考） 1. 業務の内容により上記歩掛が不適当と思われる場合は別途考慮すること。  
 2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は，最低2回（当初打合せ，成果品納入）までとすることができる。

(10) 共同溝詳細設計

(イ) 回数の考え方

- ①第一次案（業務計画書）      ②第二次案（内空寸法計画）
- ③第三次案（平面，縦断，線形計画）      ④第四次案（構造物設計）
- ⑤第五次案（換気，排水計画）      ⑥第六次案（施工計画）      ⑦第七次案（数量計算書）
- ⑧第八次案（報告書原案）      ⑨成果品納入



## (ロ) 設計協議

(1 業務当り)

区 分	職 種	回数	直 接 人 件 費			適 用
			主任技師	技師 (A)	技師 (B)	
当初打合せ, 成果品納入		2	0.5	0.5		①⑨
中 間 打 合 せ		7		0.5	0.5	②③④⑤⑥⑦⑧
合 計		9	1.0	4.5	3.5	

(備考) 1. 業務の内容により上記歩掛が不相当と思われる場合は別途考慮すること。

2. 業務の規模が小さい場合及び既往設計資料等がある場合は、最低2回(当初打合せ, 成果品納入)までとすることができる。

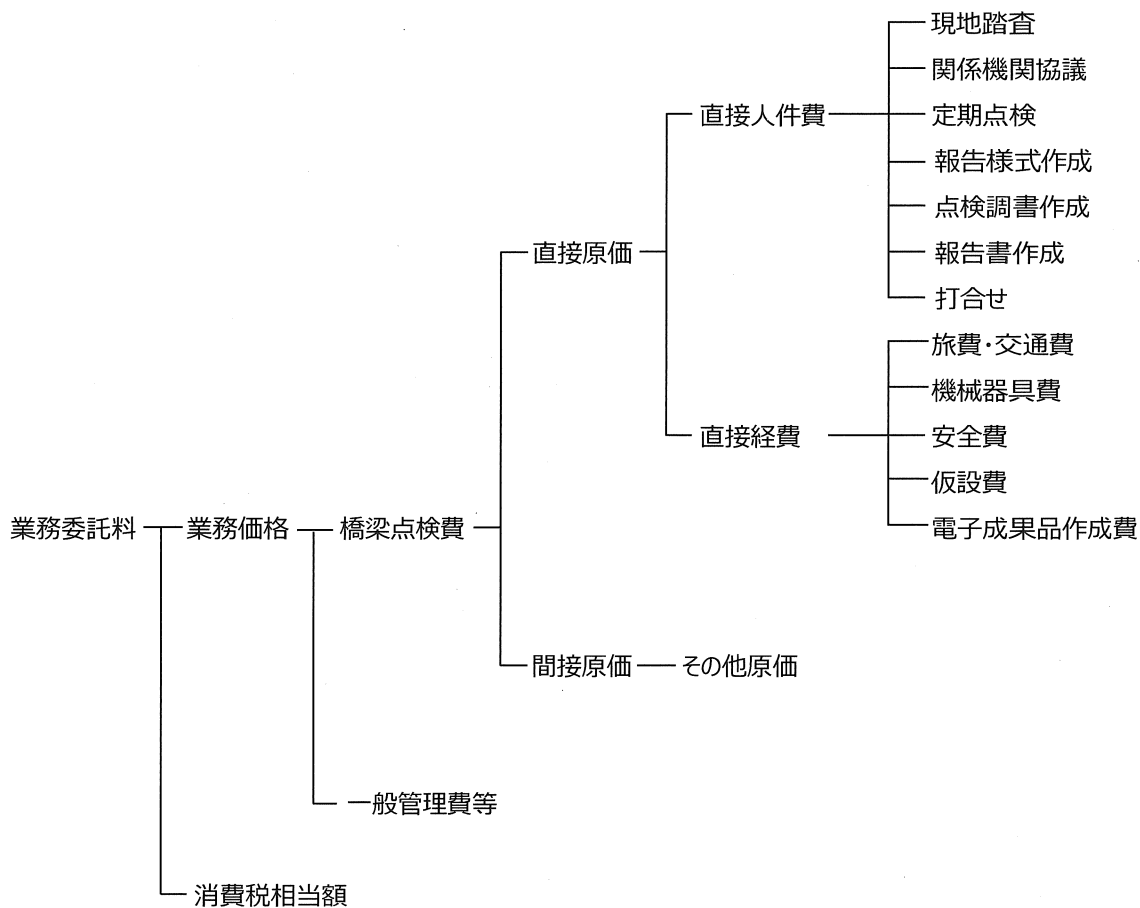
### 第3章 点検業務

#### 第1 橋梁定期点検積算要領（案）

##### 1. 適用範囲

この積算要領は、青森県が長寿命化修繕計画で指定しているAグループ及びBグループの既設橋梁を「青森県橋梁アセットマネジメント運営マニュアル（案）」（以下：マニュアル）に基づき実施する橋梁点検に適用する。

##### 2. 価格構成



### 3. 直接人件費

#### 3. 1 現地踏査

##### 3. 1-1 現地踏査 (Aグループ)

###### (1) 業務内容

橋梁点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査記録する。

###### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
現地踏査		1.5	3.0	3.0		10 橋あたり

※現地踏査は幅員、スパン数等で補正は行わない。

##### 3. 1-2 現地踏査 (Bグループ)

###### (1) 業務内容

橋梁点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査記録する。

###### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
現地踏査				1.0	1.0	10 橋あたり

※現地踏査は幅員、スパン数等で補正は行わない。

##### 3. 2 関係機関協議 (A・Bグループ必要に応じて計上)

###### (1) 業務内容

橋梁点検に必要な関係機関との諸手続きを行う他、必要な資料の収集を行う。

###### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
関係機関協議		0.5	1.0	1.5	1.0	10 橋あたり

※関係機関協議は幅員、スパン数等で補正は行わない。

##### 3. 3 定期点検

###### 3. 3-1 定期点検 (Aグループ)

###### (1) 業務内容

マニュアルに基づき、橋梁点検車、高所作業車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を行う。

###### (2) 標準歩掛

1日当たり 技師B 1人、技師C 1人、技術員 1人を標準とする。

10橋当たりの点検日数Dについて以下の通りとする。

10橋当たりの点検歩掛 = (標準歩掛) × (点検日数D)

D = 幅員当たり日数D' × 径間数補正N

点検日数(D') (幅員 Bあたり)

(日)

	B < 6m	6m ≤ B < 12m	B ≥ 12	摘要
橋梁点検車	9.6	11.0	12.0	10 橋あたり
高所作業車	10.8	12.0	13.0	〃
梯子	5.5	6.5	7.8	〃
機材なし	4.5	5.5	6.5	〃

径間数(N)補正

	N ≤ 3 径間	4 径間 ≤ N ≤ 6 径間	N ≥ 7 径間	摘要
橋梁点検車	0.9	1.3	1.9	10 橋あたり
高所作業車	0.9	1.3	1.9	〃
梯子	0.9	1.3	1.8	〃
機材なし	0.9	1.3	1.8	〃

B : 全幅員 (地覆外縁距離) N : スパン数

※上記以外の機材、仮設備を使用する場合は別途計上すること。

※上記に当てはめられない特殊な橋梁の場合は別途協議する。

### 3. 3-2 定期点検 (B グループ)

#### (1) 業務内容

マニュアルに基づき、橋梁点検車、高所作業車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を行う。

#### (2) 標準歩掛

1 日当たり 技師 B 1 人、技師 C 1 人、技術員 1 人を標準とする。

10 橋当たりの点検日数 D について以下の通りとする。

10 橋当たりの点検歩掛 = (標準歩掛) × (点検日数 D)

D = 幅員当たり日数 D' × 径間数補正 N

点検日数(D') (幅員 Bあたり)

(日)

	B < 6m	6m ≤ B < 12m	B ≥ 12	摘要
橋梁点検車	5.5	6.25	7.6	10 橋あたり
高所作業車	6.0	7.0	8.0	〃
梯子	3.0	4.0	5.0	〃
機材なし	2.7	3.25	4.0	〃

径間数(N)補正

	N ≤ 3 径間	4 径間 ≤ N ≤ 6 径間	N ≥ 7 径間	摘要
橋梁点検車	0.9	1.3	1.9	10 橋あたり
高所作業車	0.9	1.3	1.9	〃
梯子	0.9	1.3	1.8	〃
機材なし	0.9	1.3	1.8	〃

B : 全幅員 (地覆外縁距離) N : スパン数

※上記以外の機材、仮設備を使用する場合は別途計上すること。

※上記に当てはめられない特殊な橋梁の場合は別途協議する。

3. 4 点検調書作成 (Aグループのみ)

(1) 業務内容

青森県橋梁アセットマネジメント支援システムを使用し、橋梁点検調書、点検データ一式を作成する。

(2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
点検調書作成		0.25	1.0	2.0	2.0	10 橋あたり

※点検調書作成は幅員、スパン数等で補正は行わない。

3. 5 報告様式作成 (A・Bグループ計上)

(1) 業務内容

青森県橋梁アセットマネジメント支援システムを使用し、報告書様式、一式を作成する。

(2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
報告様式作成					0.5	10 橋あたり

※報告様式作成は幅員、スパン数等で補正は行わない。

### 3. 6 報告書作成

#### 3. 6-1 報告書作成 (Aグループ)

##### (1) 業務内容

とりまとめた点検調書を報告書の体裁にとりまとめる。

##### (2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
報告書作成		1.0	1.5	1.5	0.5	10 橋あたり

#### 3. 6-2 報告書作成 (Bグループ)

##### (1) 業務内容

とりまとめた点検調書を報告書の体裁にとりまとめる。

##### (2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
報告書作成				1.0	0.5	10 橋あたり

### 3. 7 打合せ

##### (1) 協議内容

打合せ回数は当初、中間、最終の3回以上する。

当初：受注業者への点検データの引き渡し、作業計画について協議する。

中間：現地踏査終了時、現地での点検終了時等、必要回数実施する。

最終：成果品の取りまとめ状況、各橋梁の健全度評価及び損傷度評価について確認する。

##### (2) 標準歩掛

(人)

	主任技師	技師 B	技師 C
当初	0.5	0.5	
中間		0.5	0.5
最終	0.5	0.5	

#### 4. 直接経費

##### 4. 1 旅費・交通費

設計業務等標準積算基準書（青森県県土整備部）に準ずる。

##### 4. 2 機械器具費

###### 4. 2 - 1 橋梁点検車運転費（オペレータを含む）

設計単価表（青森県県土整備部）に準ずる。

##### 4. 3 安全費

###### (1) 業務内容

安全管理を目的とし、橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努める。

###### (a) 保安施設

保安施設は、橋梁点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して費用を計上するものとする。

###### (b) 交通整理員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通整理員を計上する。

##### 4. 4 仮設費

橋梁点検時に、足場等の設置が必要な場合に計上する。

##### 4. 5 電子成果品作成費

#### 5. その他原価、一般管理費等

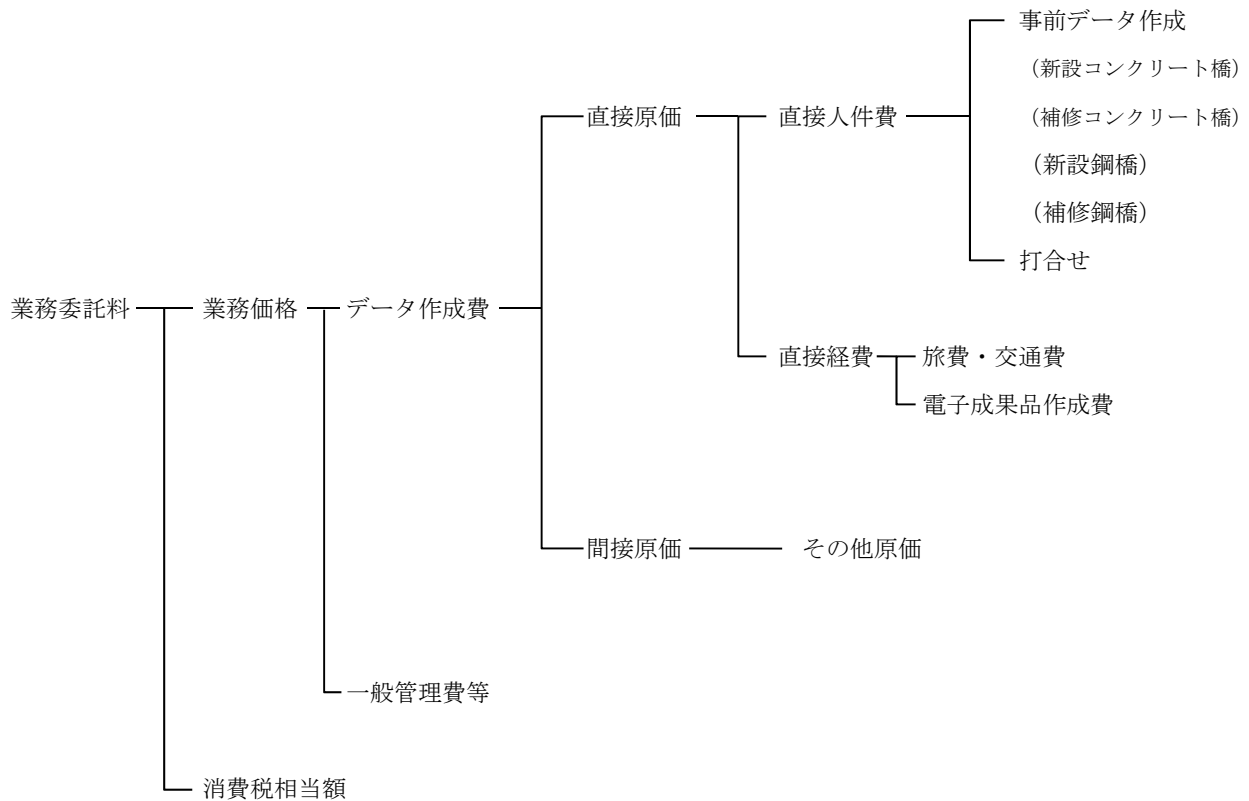
- ・その他原価・一般管理費率等は、「設計業務等標準積算基準書（（一般）経済調査会）」の、橋梁定期点検業務積算基準の率を適用すること。

## 第2 橋梁事前データ作成積算要領（案）

### 1. 適用範囲

この積算要領は、青森県が長寿命化修繕計画で指定しているAグループ橋梁を、「青森県アセットマネジメント運用マニュアル（案）」に基づき実施する橋梁定期点検に使用する、事前データ作成業務に適用する。

### 2. 価格構成



### 3. 直接人件費

#### 3. 1 事前データ作成（新設コンクリート橋）

##### (1) 業務内容

橋梁定期点検業務に必要な事前データを作成する。

##### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
橋梁台帳データ作成		1.2	2.4		4.8	10 橋あたり
位置図データ作成				1.0		〃
一般図データ作成				1.2		〃
変状記録原図作成			2.5	4.0	4.0	〃

※一般図データ作成について、現地計測が必要な場合は別途見積とする。



### 3. 2 事前データ作成（補修コンクリート橋）

#### (1) 業務内容

橋梁補修工事による新たな部材の追加や部材仕様の変更時に橋梁事前データの修正を行う。

#### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
橋梁台帳データ修正		0.5	1.0	1.5	1.5	10 橋あたり
変状記録原図追加修正		1.0	1.5	1.5	3.0	〃

### 3. 3 事前データ作成（新設鋼橋）

#### (1) 業務内容

橋梁定期点検業務に必要な事前データを作成する。

#### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
橋梁台帳データ作成		0.5	2.0	1.5	5.0	10 橋あたり
位置図データ作成				1.0		〃
一般図データ作成				1.2		〃
変状記録原図作成		1.0	2.5	2.5	8.0	〃

### 3. 4 事前データ作成（補修鋼橋）

#### (1) 業務内容

橋梁補修工事による新たな部材の追加や部材仕様の変更時に橋梁事前データの修正を行う

#### (2) 標準歩掛

単位（人）

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
橋梁台帳データ修正		0.5	1.0	1.5	1.5	10 橋あたり
変状記録原図追加修正			0.5	2.0	5.5	〃

### 3. 5 補正係数

径間長、幅員及び径間数毎に、以下の式による標準歩掛を補正する。

補正式：標準歩掛  $\times \ell \times b \times n$

$\ell$ ：径間長が変わった場合の係数

平均径間長 L (m)	係数 $\ell$
$L < 15$	0.90
$15 \leq L < 30$	1.00
$L \geq 30$	1.20

b：幅員が変わった場合の係数

幅員 B (m)	係数 b
$B < 6$	0.90
$6 \leq B < 12$	1.00
$B \geq 12$	1.30

n：径間数が変わった場合の係数

径間数	係数 n
1	0.78
2	0.88
3	0.98
4	1.02
5	1.17
6	1.22
7	1.32
8	1.41
9	1.51
10	1.56

### 3. 6 打合せ

#### (1) 協議内容

打合せ回数は当初、中間、最終の3回を標準とし、橋梁定期点検積算要領（案）の歩掛に準拠する。

※定期点検業務と併せて発注する場合は計上しない。

#### 4. 直接経費

##### 4. 1 旅費・交通費

設計業務等標準積算基準書（（一財）経済調査会）に準ずる。

##### 4. 2 電子成果品作成費

#### 5. その他原価、一般管理費等

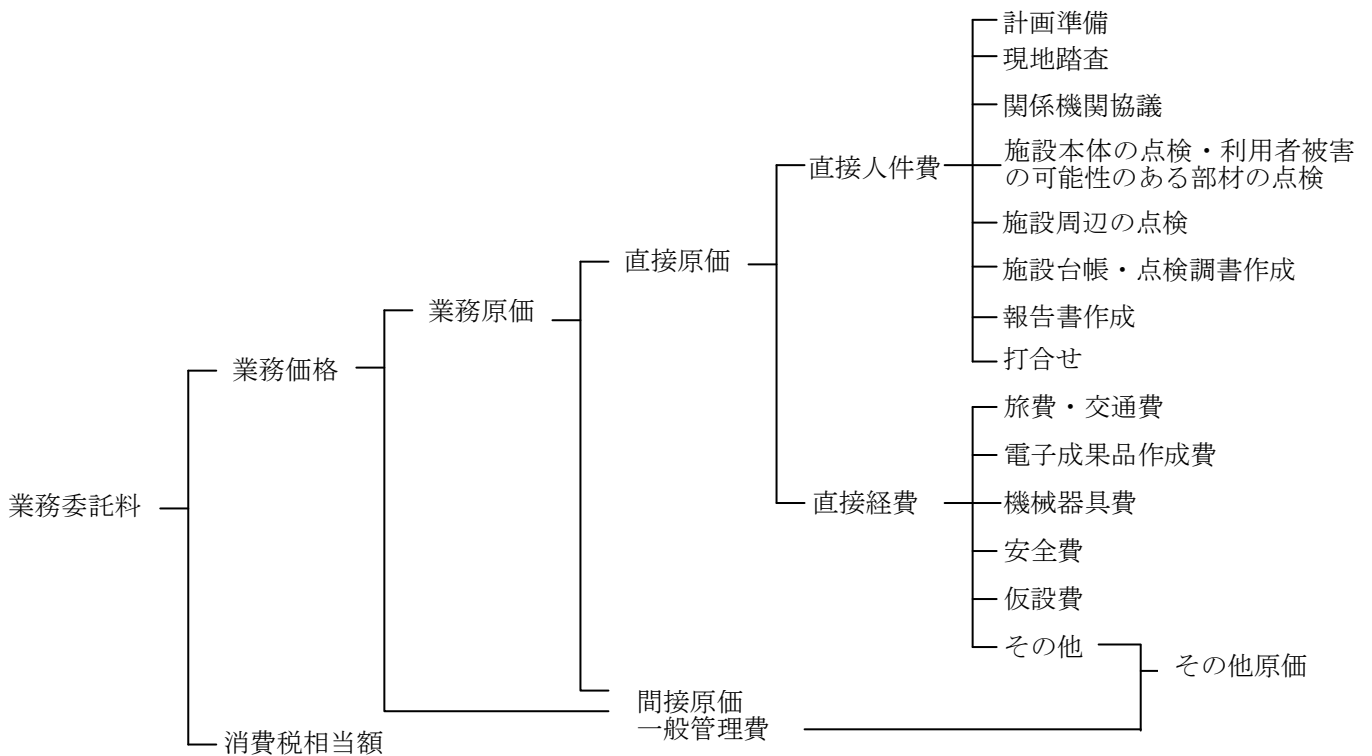
- ・その他原価・一般管理費率等は、「設計業務等標準積算基準書（（一財）経済調査会）」の、橋梁定期点検業務積算基準の率を適用すること。

### 第3 シェッド・シェルター定期点検業務積算基準

#### 1. 適用範囲

この積算基準は、青森県が管理するシェッド・シェルターを「シェッド・シェルター定期点検要領（平成 26 年 7 月 青森県県土整備部道路課）（以下、「点検要領」という。）に基づき実施する点検に適用する。

#### 2. 業務委託料



### 3. 直接人件費

#### 3. 1 計画準備

##### (1) 業務内容

部材番号図作成、業務計画書作成・関連資料収集を行う。

##### A. 業務計画書作成

業務着手時の関連資料収集及び業務計画書作成、詳細な点検計画となる実施計画書作成を行う。

##### B. 部材番号図作成・修正

点検要領に従い部材番号図を作成する。

##### (2) 標準歩掛

##### A. 業務計画書作成

(1 業務当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
業務計画書作成		0.5		2.0	2.0	

注) 1. 業務計画書作成には資料収集、実施計画書作成を含む。

##### B. 部材番号図作成・修正

作成日数  $D = A / 10,000$

A : 部材番号図作成面積 (下図 3-1 参照)

(1 日当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
部材番号図作成			1.0	1.0	2.0	

注) 1. 作成日数 D は施設毎に算出すること。

2. 作成面積及び作成日数は少数第 1 位 (少数第 2 位を四捨五入) とする。

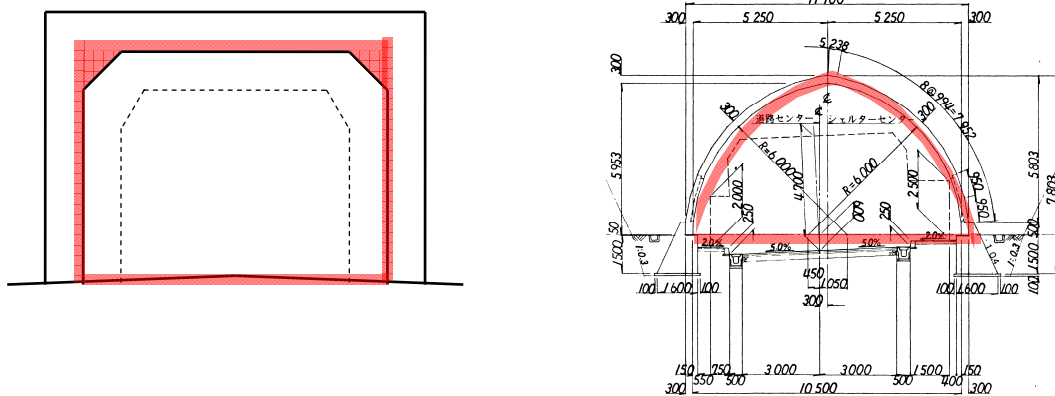


図 3-1 部材番号図作成面積

### 3. 2 現地踏査

#### (1) 業務内容

定期点検に先立って現地踏査を行い、施設の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、施設立地環境、交通状況、交通規則の方法、近接手段等について現場の概況を調査記録（写真撮影含む）する。

#### (2) 標準歩掛

(1 業務当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
現地踏査		1.0	1.0	1.0	1.0	

注) 1. 施設間の移動時間も含む。

### 3. 3 関係機関協議

#### (1) 業務内容

定期点検に必要な関係機関との諸手続きを行う他、必要な資料の収集を行う。

※関係機関とは、交通管理者等を示し、点検施設を管理する道路管理者は含まない。

#### (2) 標準歩掛

(1 機関当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
関係機関協議		0.5	0.5	1.0		

注) 1. 関係機関協議及び不足する資料を収集し、収集した資料を協議に必要な体裁に整えるものである。

2. 移動時間も含む。なお、移動に必要なライトバン経費は、直接経費の機械器具費で計上すること。

3. 機関数は、協議を行う窓口の機関数を計上する。(例：交通管理者は所轄単位とする。)

### 3. 4 施設本体の点検及び利用者被害の可能性のある部材の点検（近接目視・打音検査）

#### (1) 業務内容

点検要領に基づき、施設本体（主梁、頂版下、柱など）を対象に、足場やリフト車等を用いて近接目視点検を行う。また、必要に応じて、施設台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。

また、近接目視に合わせて、利用者被害の可能性のある部材の点検を同時に行う場合は、点検要領に基づき打音検査を行う。

#### (2) 標準歩掛

近接目視+打音検査・叩き落としの所要人工数は、次式に基づき算出するものとする。なお、次式でC=0.0の場合が近接目視のみに相当する。

$$\text{所要人工数 (人・日)} = (0.00761 \times C + 0.00096) \times \alpha$$

$$C : \text{ひび割れ密度 (m/m}^2\text{)} = L / \alpha$$

L : 幅 0.2mm 以上のひび割れの総延長

$\alpha$  : 近接目視点検面積 (下図参照)

積算時のひび割れ密度 C (m/m<sup>2</sup>) は 0.12 を初期設定とし、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。

精算時においては、繊維シートや当て板でコンクリート面が覆われている部分は打音不要なため、ひび割れ密度 0.0 として計上する。

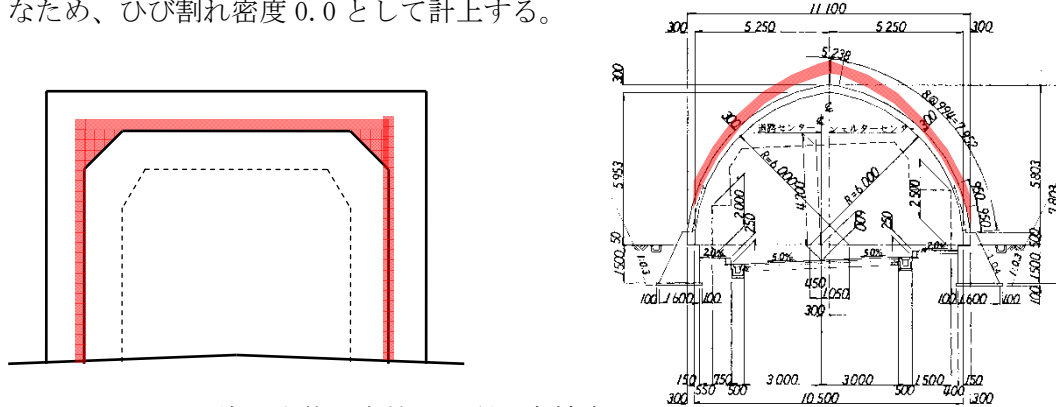


図 3-2 施設本体の点検及び利用者被害の可能性のある部材の点検面積

(1 日当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
定期点検 編成人員	0.5	0.5	1.0		2.0	

表 3-1 点検員の構成（施設本体の点検及び利用者被害の可能性のある部材の点検）

	点検員	点検補助員	点検補助員
頂版・アーチ担当	打音検査範囲の指示、応急措置箇所の指示及び確認、近接目視による変状判定、安全管理を行う。	近接目視による変状確認、打音検査、濁音部のマーキング、叩き落とし（応急措置）を担当する。	近接目視による変状確認、打音検査、濁音部のマーキング、叩き落とし（応急措置）を担当する。
支柱・受台担当	打音検査範囲の指示、応急措置箇所の指示及び確認、近接目視による変状判定、安全管理を行う。	近接目視による変状確認、打音検査、濁音部のマーキング、叩き落とし（応急措置）を担当する。	近接目視による変状確認、打音検査、濁音部のマーキング、叩き落とし（応急措置）を担当する。
スケッチ担当	—	—	頂版・アーチ・支柱・受台及び路面等の変状スケッチ、写真撮影その他の記録を担当する。
路面担当	—	—	路面の近接目視による変状確認を担当する。

### 3. 5 施設周辺の点検（目視点検）歩掛

#### (1) 業務内容

点検要領に基づき、施設周辺（頂版上、路面、谷側斜面）を対象に、足場やリフト車等を用いずに、徒歩により点検を行う（ただし、頂版に立ち入る場合にリフト車を用いることを検討する）。

#### (2) 標準歩掛

1日当りの点検面積Aは10,000m<sup>2</sup>とする。なお、点検面積Aを下図3-3に示す。

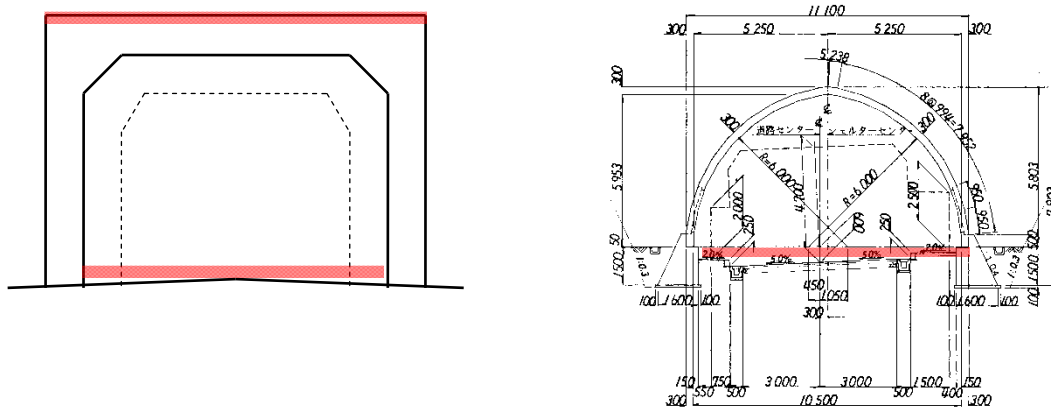


図 3-3 施設周辺の点検面積



表 3-2 点検員の構成（施設本体の点検及び利用者被害の可能性のある部材の点検）

点検方法	技術員	摘要
目視点検	1.5	点検面積 10,000m <sup>2</sup> 当り 1 班の構成（技術員 1 人）

### 3. 6 施設台帳・点検調書の作成

#### (1) 業務内容

点検結果をもとに点検要領添付の点検調書の作成を行う。また初回点検においては施設台帳の作成、一般図のない施設については概略一般図の作成を行う。

#### (2) 標準歩掛

(1 施設当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
施設台帳作成				1.5	1.5	

※外業（現地簡易計測）各 0.75、内業（施設台帳入力）各 0.75

(10,000m<sup>2</sup> 当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
点検調書作成			1.0	2.5	2.0	

(1 施設当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
概略一般図作成			1.0	2.0	1.0	

### 3. 7 打合せ

#### (1) 協議内容

##### A. 当初打合せ

作業計画書をもとに、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

##### B. 中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時、必要回数を計上する。

##### C. 最終打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

#### (2) 標準歩掛

(1 業務当り)

	主任技師	技師 B	技師 C	摘要
当初	0.5	0.5		
中間		0.5	0.5	1 回当り
最終	0.5	0.5		
計	1.0	1.5	0.5	

### 3. 8 報告書作成

#### (1) 業務内容

施設点検調書以外の報告文の作成。施設概要、変状の特徴と発生機構の考察、応急対策工、今後の調査や概算工事費の算出等を行う。

#### (2) 標準歩掛

(1 施設当り)

	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	摘要
報告書作成		1.0	1.5	2.0	2.0	

## 4. 直接経費

### 4. 1 旅費・交通費

設計業務等標準積算基準書（青森県県土整備部）に準ずる。

### 4. 2 機械器具費

#### (1) ライトバン運転経費

##### A. 運転経費

積算上の基地から現地まで、ライトバン運転によるものとして積算する場合は、積算上の基地から現地までの片道距離が 30km 程度（高速道路等を利用する場合は片道距離 60km 程度）もしくは片道所要時間 1 時間程度とする。

また、高速道路等通行料金を計上する。

##### B. 標準歩掛

表 4-1 ライトバン運転（1 日当り）

名称	規格	単位	数量	摘要
ガソリン		ℓ		2.6 ℓ/h/○h
機械損料	ライトバン 1500 cc	h		運転時間当たり損料
機械損料	〃	日	1	供用日当たり損料
計				

注) 1. ライトバン運転には、運転労務費を計上しない。

#### (2) リフト車

##### A. 運転経費

定期点検において、リフト車を要する場合は、運転経費を計上する。

## B. 標準歩掛

表 4-2 リフト車（点検車）運転（1日当り）

名称	規格	単位	数量	摘要
運転手	一般 (又は特殊)	0	1	注) 1. による
燃料費		h		運転 1 h 燃料消費×T T: 運転日当り運転時間
機械損料		日	T	運転 1 h 当り換算値 無償貸与算定表 ※上記は T が T ± 20% 以内の場合 T0 = 損料算定表 (3) 欄 / (4) 欄賃料
諸雑費		式	1	
計				

- 注) 1. 運転手の職種について、リフト車規格「作業床高 10m以上」の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手を計上する。  
 2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与またはリース等に応じて損料又は賃料を計上する。  
 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間を除く運転日数について 8h / 作業時間の割増を行う。

### 4. 3 安全費

#### (1) 業務内容

安全管理を目的とし、定期点検にあたり常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努める。

#### A. 保安施設

保安施設は、道路工事保管施設設置基準（案）によるものとし、定期点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して費用を計上するものとする。

#### B. 交通整理員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員を計上する。

### 4. 4 仮設費

足場は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する。

また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

### 4. 5 その他の直接費

#### (1) 電子成果品作成費

電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 5.1 x^{0.38}$$

ただし、x : 直接人件費 (千円)

- 注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下は捨て）ものとする。
3. 電子成果品作成費の上下限については、上限 250 千円、下限 20 千円とする。

(2) その他

その他、この歩掛かりにないものについては、必要に応じて計上すること。

## 5. その他原価、一般管理費等

### 5. 1 その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$  は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

### 5. 2 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

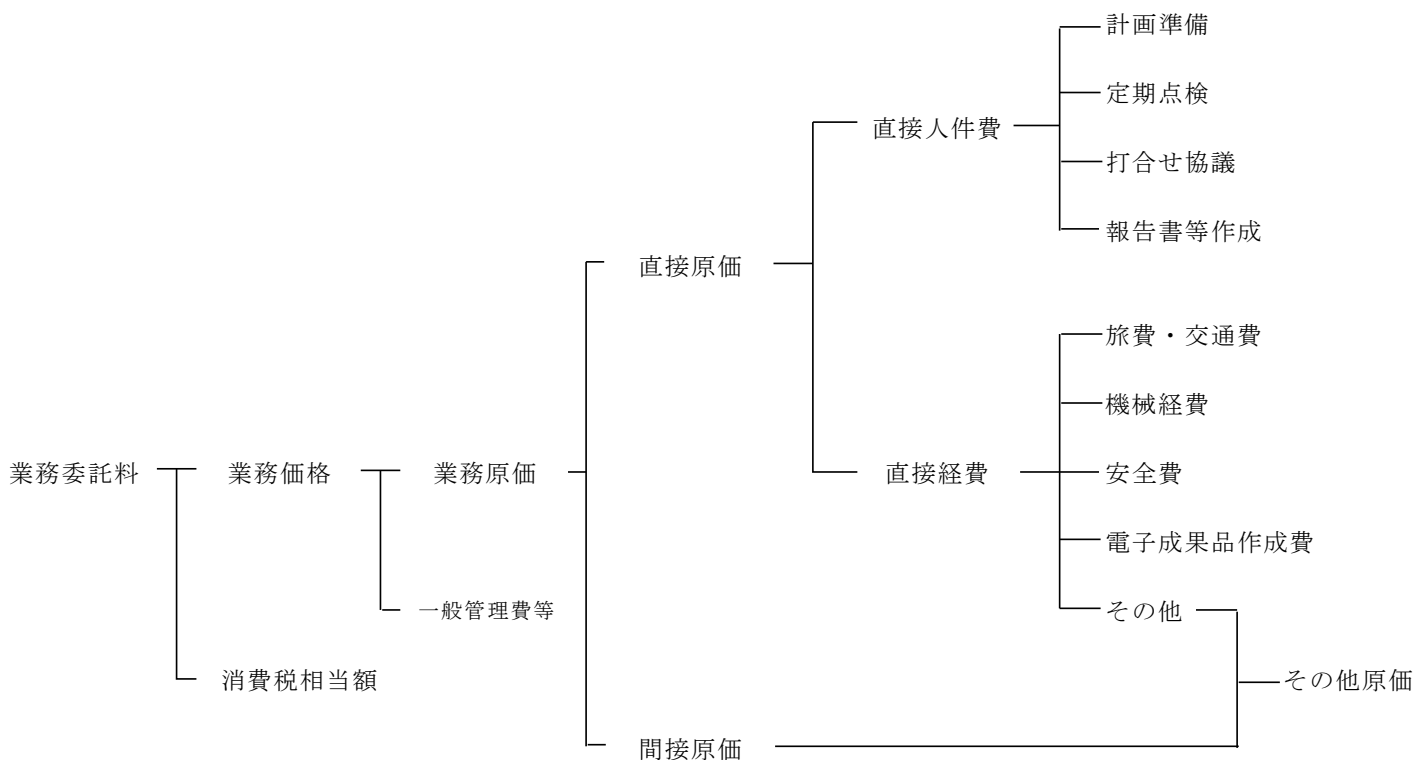
ただし、 $\beta$  は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

## 第4 大型カルバート定期点検業務委託積算要領

### 1. 適用範囲

この積算要領は、青森県が管理する大型カルバートを、「シエッド，大型カルバート等定期点検要領(平成26年6月 国土交通省道路局)」(以下「点検要領」という。)をもとに実施する大型カルバートの定期点検に適用する。

### 2. 業務委託料の構成



### 3. 大型カルバートの定義

大型カルバートとは、土かぶりが1m以上であり、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートとする。

#### 4. 直接人件費

##### 4. 1 計画準備

##### (1) 業務計画書作成

###### 1) 業務内容

契約後速やかに業務実施体制を整え、業務上必要な資料収集をし、業務計画書を作成する。

###### 2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
業務計画書作成	0.5	1.0	1.5			1 業務あたり

##### (2) 現地踏査

###### 1) 業務内容

定期点検に先立ち、大型カルバートの変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、大型カルバートの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録する。

###### 2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
現地踏査	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	10 基あたり

##### (3) 業務実施計画書作成

###### 1) 業務内容

現地踏査による調査記録を含め、作業上必要な資料収集をし、業務実施計画書を作成する。

###### 2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
業務実施計画書作成		0.5	1.5	2.0		1 業務あたり

##### (4) 関係機関協議及び協議用資料作成

###### 1) 業務内容

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び資料の収集を行う。

###### 2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
関係機関協議及び協議用資料作成	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	10 基あたり

#### 4. 2 定期点検

##### (1) 定期点検

###### 1) 業務内容

定期点検は、点検要領に基づき、近接目視により行うことを基本とする。また、「部材単位」及び「大型カルバート毎」の健全性の診断を行う。

###### 2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
大型カルバート点検			21.0	23.0	19.0	10000 m <sup>2</sup> あたり
点検表記録様式の作成			1.0	1.0	1.0	10 基あたり

※1 高所作業車を使用する場合は、別途「機械経費」を計上すること。

※2 点検面積については(内空幅+内空高さ×2)×延長を基本とする。これによらない場合は別途算出する。

	日当たり作業量
大型カルバート定期点検	480 m <sup>2</sup> /日

#### 4. 3 打合せ協議

##### (1) 協議内容

打合せ回数は当初、中間、最終の3回以上する。

当初：受注業者への点検データの引き渡し、作業計画について協議する。

中間：現地踏査終了時、現地での点検終了時等、必要回数実施する。

最終：成果品の取りまとめ状況、各橋梁の健全度評価について確認する。

##### (2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師B	技師C
当 初	0.5	0.5	
中 間		0.5	0.5
最 終	0.5	0.5	

#### 4. 4 報告書作成

##### (1) 業務内容

点検調書を報告書の体裁にとりまとめる。

##### (2) 標準歩掛

単位 (人)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	摘要
報告書作成		0.5	0.5	1.0	1.5	10基あたり

### 5. 直接経費

#### 5. 1 旅費・交通費

設計業務等標準積算基準書（青森県県土整備部）に準ずる。

#### 5. 2 機械経費

##### 5. 2-1 連絡車（ライトバン）運転費

設計業務等標準積算基準書（青森県県土整備部）に準ずる。

##### 5. 2-2 高所作業車運転費（オペレータを含む）

定期点検において、高所作業車を要する場合は、運転経費を計上する。

(1日当たり)

項目	規格	単位	数量	備考
一般運転手		人	1.0	
高所作業車賃料	トラック架装型・ブーム型 直・屈伸式 最大9.9m	日	1.0	
燃料費		L		日当たり稼働時間×4L
諸雑費		型	1.0	まるめ

※高さ 10m以上の高所作業車を使用する場合の規格は、別途考慮すること。また、点検運転手の職種について、「作業床高 10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

#### 5. 3 安全費

##### (1) 業務内容

安全管理を目的とし、大型カルバート点検に当たり常に適切な保安施設、交通整理員を配置し、現場の安全確保に努める。

##### (a) 保安施設

保安施設は、大型カルバート点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して費用を計上するものとする。

##### (b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通整理員を計上する。



5. 4 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書（発行：一般財団法人・経済調査会）に準ずる。

6. その他原価、一般管理費等

設計業務等標準積算基準書（発行：一般財団法人・経済調査会）に準ずる。

## 第 2 編 用地調查等業務費積算基準

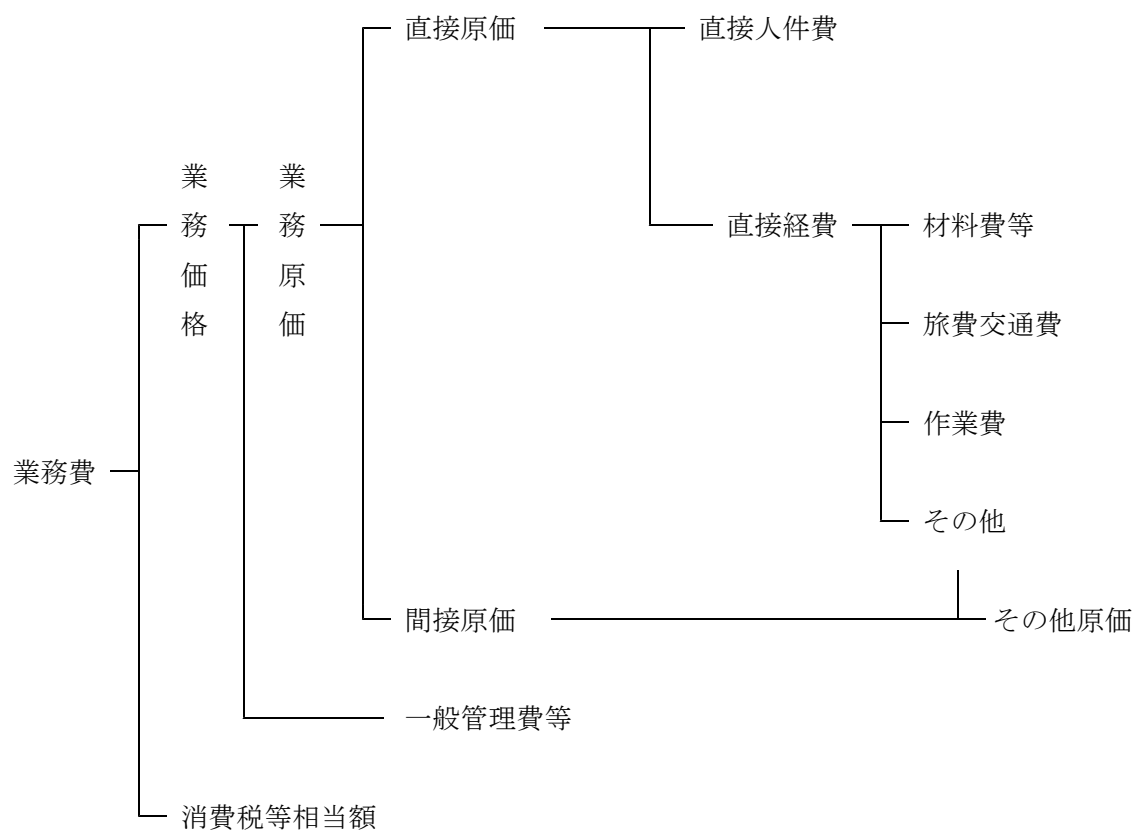
# 用地調査等業務費積算基準

## 第1 適用範囲

- 1 この用地調査等業務費積算基準（以下「用地積算基準」という。）は、青森県県土整備部の所掌する事業（営繕、港湾及び空港に関するものを除く。）に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物等（以下「建物等」という。）の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務（以下「用地調査等」という。）を別途定める用地調査等業務共通仕様書によって、請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに適用する。
  
- 2 用地調査等の業務範囲は次のとおりとする。
  - (1) 第4 共通
  - (2) 第5 権利調査
  - (3) 第6 建物等の調査
  - (4) 第7 営業その他の調査
  - (5) 第8 予備調査
  - (6) 第9 移転工法案の検討
  - (7) 第10 事業認定申請図書等の作成
  - (8) 第11 再算定業務
  - (9) 第12 土地評価
  - (10) 第13 補償説明
  - (11) 第14 消費税等調査
  - (12) 第15 地盤変動影響調査等
  
- 3 第5 権利調査のうち、1 土地の登記記録等の調査に関する積算については、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書（昭和46年3月5日付け建設省技調発第25号）及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（平成13年3月26日付け国官技第48号）に基づくものとする。
  
- 4 この用地積算基準により難しい特殊なものについては、別途該当する資料等を準用して行うことができるものとする。

## 第2 業務費の構成

この用地積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



### 第3 業務費の内容及び積算

#### 1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

##### (1) 直接人件費

イ 直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

##### ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6-5）の場合

職 種	(基準値) 規模 70㎡以上130㎡未満			補正率	(補正值) 規 模 200㎡以上300㎡未満			
	外業 調査	内業 図面等	内業 算定		外業 調査	内業 図面等	内業 算定	計
技師A	0.30 人	0.09 人	0.12 人	1.80	0.54 人	0.16 人	0.21 人	0.91 人
技師B	0.30 人	0.83 人	0.42 人	1.80	0.54 人	1.49 人	0.75 人	2.78 人
技師C	0.30 人	0.62 人	0.18 人	1.80	0.54 人	1.11 人	0.32 人	1.97 人
技師D	—	—	0.12 人	1.80	—	—	0.21 人	0.21 人

注 補正率は、表6-6で定める率である。

##### (2) 直接経費

##### イ 材料費等

材料費等は、用地調査等業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める完成業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1－3旅費交通費を適用する。

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

ニ その他の経費

用地積算基準に定めのない経費について、必要に応じて別途計上できる。

## 2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

## 3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

## 4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税等税率})\}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2)の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ & + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

## 5 履行期間の算定

履行期間の算定は、次式を参考に決定する。なお、履行期間に端数が生じる場合は、小数第1位以下切上げるものとする。また、各必要日数(W)は小数第3位(小数第4位以下切捨て)まで算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{履行期間} = & \text{必要内業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{必要外業日数} \times \text{不稼働係数} + \text{その他} \\ & \text{(W1)} \qquad \qquad \qquad \text{(W2)} \end{aligned}$$

(1) 必要内外業日数(W<sub>i</sub>)の算出

必要内外業日数の算出は、次式による技術者別の作業日数の合計値を比較し、最大となる日数を標準とする。

$$W_i = \left[ \frac{\sum (\text{各区分ごとの単位当たり技術者別内(外)業所要日数} \times \text{補正率} \times \text{対象数量})}{\text{班編制数}} \right]$$

(2) 不稼働係数

不稼働係数は、国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-2履行期間の算定(1)の内業の不稼働係数によるものとする。

### (3) その他

イ 必要内外業期間内に下記の期間が含まれる場合は、その日数を加算するものとする。

年末年始・・・・・・・・・・ 12/29～ 1/3 6日間

夏期休暇・・・・・・・・・・ 8/14～ 8/16 3日間

ロ その他業務履行上必要な日数については、別途加算するものとする。

## 6 設計変更の積算

業務の設計変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税等税率})$$

(落札率を乗じた額)

注1 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。

注2 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税等相当額を含んだ額とする。

## 7 設計等における数値の扱い

### (1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

### (2) 端数処理等の方法

イ 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

ロ 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

ハ 歩掛

歩掛を補正する際の端数は、小数第2位（小数第3位以下切捨て）とする。

ニ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ホ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

ヘ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$  など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

ト 業務価格の端数処理

業務価格は、原則として10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一



般管理費等で行う。

なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数整理（10,000円単位で切捨て）するものとする。

(3) 設計数量表示単位

- イ 設計数量の表示単位及び数位は、別表「設計数量表示単位一覧表」のとおりとする。
- ロ 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。
- ハ 「設計数量表示単位一覧表」以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、同表及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- ニ 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- ホ 設計数量の表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は「1式」を原則とする。
- ヘ 設計表示数位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

8 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

- イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において諸調査を行うことをいう。
- ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び補償額又は費用負担額の算定に必要となる諸数量の計算等の作業を行うことをいう。
- ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果物の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

用地積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

ただし、第5権利調査 1土地の登記記録等の調査を除く。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

## 第4 共通

### 1 打合せ協議

用地調査等業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表4-1により行うものとする。

なお、用地測量業務と用地調査等業務を合併して積算し発注する場合、用地測量業務に係る打合せ協議に要する費用は、国土交通省の定める設計業務等標準積算基準書によるものとする（以下各業務区分において同じ。）。

表4-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業 務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ 1回当たり
			技師 A	0.50	0.50	0.50	
			技師 B	0.50	0.50	0.50	

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、各業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 複数の業務区分（例：第6建物等の調査と第7営業その他の調査 など）の業務を同時に発注する場合は、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

注4 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、（主任）監督員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

### 2 作業計画の策定

用地調査等業務の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。

表4-2

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師 技師 A	0.38 0.38	

## 第5 権利調査

### 1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査、転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、設計業務等標準積算基準書により行うものとする。

表5-1

種 目	備 考
地 図 転 写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛 第7節 用地測量を適用する。 (各種目にかかる材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査(当初)	
権利者の確認調査(追跡)	
転写連続図の作成	

### 2 墓地管理者等の調査

#### (1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

#### (2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用(祭祀)者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使 用 者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02 人	
			技師 B	0.39	0.03	—	0.42 人	
			技師 C	0.39	0.19	—	0.58 人	

### 3 土地利用履歴等調査

#### (1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壤汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-3により行うものとする。

表5-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令関係資料 の調査	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 A	1.07	—	—	1.07 人	
			技師 B	1.07	0.69	—	1.76 人	
			技師 C	—	0.69	—	0.69 人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

表5-4

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原 野
変 化 率	+1.00	+0.80	+0.50	+0.30	0	-0.30

注 変化率の積算は、設計業務等標準積算基準書第1章第1節1-4-2変化率の積算を適用する。

(3) 現況利用調査

現況利用調査は、土地の現況や土壤が汚染される可能性が高い用途に供されているか等を確認するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-5により行うものとする。

表5-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
現況利用調査	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 A	0.55	—	—	0.55 人	
			技師 B	0.55	0.59	—	1.14 人	
			技師 C	0.55	0.59	—	1.14 人	

注 調査区域の地域によって表5-4の変化率表を適用するものとする。

(4) 聞き取り等調査（自治体）

聞き取り等調査（自治体）は、都道府県又は土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第8条に規定する市の環境部局及び地元自治体に対して、土壤汚染等に関する情報について聞き取り等調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表5-6により行うものとする。

表 5 - 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り等調査（自治体）	機 関	—	技師 A	0.38	—	—	0.38 人	
			技師 B	0.38	0.46	—	0.84 人	
			技師 C	0.38	0.46	—	0.84 人	

## (5) 登記履歴調査・住宅地図等調査

登記履歴調査・住宅地図等調査は、過去に遡り土地の所有者等や工場の業種等を登記記録、住宅地図・航空写真等により調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5 - 7 により行うものとする。

表 5 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
登記履歴調査・住宅地図等調査	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	1.27	0.82	—	2.09 人	
			技師 C	1.27	0.82	—	2.09 人	

注 調査区域の地域によって表 5 - 4 の変化率表を適用するものとする。

## (6) 地形図等調査

地形図等調査は、旧版地形図等により、土地の形質変更の状況を調査するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5 - 8 により行うものとする。

表 5 - 8

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
地形図等調査	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.77	—	—	0.77 人	
			技師 C	0.77	1.20	—	1.97 人	

注 調査区域の地域によって表 5 - 4 の変化率表を適用するものとする。

## (7) 聞き取り調査（地元精通者等）

聞き取り調査（地元精通者等）は、地元精通者等に対して、土壌汚染等に関する情報について聞き取り調査を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5 - 9 により行うものとする。

表 5 - 9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
聞き取り調査 (地元精通者等)	10,000 m <sup>2</sup>	—	技師 A	0.86	—	—	0.86 人	
			技師 B	0.86	0.59	—	1.45 人	
			技師 C	—	0.59	—	0.59 人	

注 調査区域の地域によって表 5 - 4 の変化率表を適用するものとする。

#### (8) 報告書作成

報告書は、調査を行った結果を報告書様式及び図面等により作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 5 - 10 により行うものとする。

表 5 - 10

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
報告書作成	業 務	—	主任技師	0.45 人	
			技師 A	0.65 人	
			技師 B	1.01 人	
			技師 C	1.14 人	

## 第6 建物等の調査

### 1 建物等の区分

建物等の調査は、表6-1の区分によって行うものとする。

表6-1

区 分	区 分 の 細 目
建 物	木造建物の調査及び算定
	木造特殊建物の調査及び算定
	非木造建物の調査及び算定
工 作 物	機械設備の調査及び算定
	生産設備の調査及び算定
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定
	立竹木の調査及び算定
	庭園の調査及び算定
	墳墓等の調査及び算定

### 2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 3 現地踏査

現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。

この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ）

表6-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.50 人	
			技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	

#### 4 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表 6-3 によるものとする。

なお、建物調査算定について、「調査」と「算定」を分離発注する場合の直接人件費の積算は下記により行うものとする。

- イ 建物の算定のみ発注する場合は、建物算定歩掛に建物調査外業（調査）の歩掛 20%及び建物調査内業（図面等）の歩掛の 10%を計上し、直接人件費を積算するものとする。
- ロ 建物の調査のみ発注する場合は、建物調査内業（図面等）の歩掛に「成果物、整理、製本等」として、技師D「算定内業」の歩掛を計上し、直接人件費を積算するものとする。

表 6-3

区 分	判 断 基 準
木造建物	主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物
非木造建物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

##### (1) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表 6-4 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-5 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く



表 6 - 5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51 人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55 人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
木造建物B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56 人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79 人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
木造建物C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39 人	
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10 人	
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 6 の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 6

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
	補 正 率	0.80	1.00	1.30

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表6-7により行うものとする。  
ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表 6-9 の構造別区分及び表 6-10 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-11 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-9

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S 耐火）
非木造建物 B	鉄骨造（非木造建物 A を除く）、軽量鉄骨造
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表 6-10

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59 人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68 人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84 人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39 人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.67	1.41	—	2.08 人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53 人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36 人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.98	1.41	—	2.39 人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76 人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途のよる 区分イの場合
			技師 A	0.41	0.12	0.06	0.59 人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15 人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

構造計算を行う場合

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物A	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59 人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51 人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84 人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
非木造建物B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39 人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79 人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53 人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
非木造建物C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36 人	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38 人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76 人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
非木造建物D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94 人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15 人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 12

建物延べ 面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

## 5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第 61 条（防火地域内の建築物）及び第 62 条（準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6 - 13 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 14 により行うものとする。

表 6 - 13

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第 61 条及び第 62 条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第 35 条、第 61 条及び第 62 条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第 35 条に該当する建築物）

表 6 - 14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性調査 (1) 木造建物	棟	——	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性調査 (2) 木造建物	棟	——	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性調査 (3) 木造建物・ 非木造建物	棟	——	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

## 6 工作物の調査

### (1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

#### イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6 - 15 の区分によるものとする。

表 6 - 15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場

機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 16 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。



表 6 - 16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 17 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

機械設備 A の場合

表 6 - 17

機 械 設 備 の 面 積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
	0.80	1.00
補 正 率		

機械設備 B、C 及び D の場合

機械設備 の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満	8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 18 によって行うものとする。

表 6 - 18

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6 - 19 の区分によるものとする。

表 6 - 19

区 分	判 断 基 準
生産設備 A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、 牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備 B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗 い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該 施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等
生産設備 C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的 に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等 の厚生施設等
生産設備 D	上記 A から C までに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、 送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭 焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6 - 20 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備 A から C までの設備区域内に生産設備 D が存する場合には、生産設備 D は計上しないものとする。

表 6 - 20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備 A	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備 B	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備 C	設 備 当 たり	設置面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備 D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 21 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 21

設備の延べ 面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満
3.40	4.70	6.20	7.50

## ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6 - 22 によって行うものとする。

表 6 - 22

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては 1 台（設備）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

## (3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表 6 - 23 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 24 により行うものとする。

ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6 - 23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m <sup>2</sup> 未満のもの。
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 150 m <sup>2</sup> から 200 m <sup>2</sup> 程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 200 m <sup>2</sup> から 600 m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 600 m <sup>2</sup> から 1,000 m <sup>2</sup> 程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注 1 住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって 600 m<sup>2</sup>未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注 2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6 - 24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50	4.00

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 28,000 m <sup>2</sup> 未満
5.70	7.80	10.40

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きにならないものをいう。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きにならないものをいう。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p>



	<p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものは除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの(木質化するものを除く。)をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的に植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものは除く。</p>
用材林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内(果樹園等)において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表 6 - 27

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1,000 m <sup>2</sup>	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1,000 m <sup>2</sup>	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 6 - 28 の補正を行うものとする。

表 6 - 28

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

#### (5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表 6 - 29 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 30 により行うものとする。

表 6 - 29

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの
庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等において庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であって、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの。

表 6 - 30

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇 所	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 31 の補正率表を適用するものとする。

注 2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6 - 31

設備の延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.90

2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 14,000 m <sup>2</sup> 未満
5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6 - 32 によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 6 - 33 により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10} \right)$$

表 6 - 32

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営（私営を含む）墳墓	墳墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 3 ～ 4 m <sup>2</sup> 程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 3 画地程度)
	墳墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 ～ 2 m <sup>2</sup> 程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 5 画地程度)
	墳墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が 1.5 m <sup>2</sup> 以下程度のもの (10 m <sup>2</sup> 当たり 7 画地程度)
上記以外の墳墓	墳墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m <sup>2</sup> 当たり 3 基～ 5 基程度あるもの
	墳墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m <sup>2</sup> 当たり 7 基程度あるもの

表 6 - 33

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m <sup>2</sup>	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m <sup>2</sup>	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m <sup>2</sup>	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m <sup>2</sup>	3～5 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	
墳 墓 E	10 m <sup>2</sup>	7 基 (画地) 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人	

注 1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木等について行うものとする。

注 2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第 5 権利調査 2 墓地管理者等の調査で行うものとする。

## 7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。

表6-34

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

## 8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う）ものである。

### （1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。

表 6 - 35

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の策定	計画案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B	—	0.37	—	0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 6 - 35 を適用するものとする。

## (2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6 - 36 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 7 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6 - 36

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 7 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

## 第7 営業その他の調査

### 1 営業その他の区分

営業その他の調査は、表7-1の区分によって行うものとする。

表7-1

区 分
営業に関する調査及び算定
居住者に関する調査
動産に関する調査及び算定
その他通損に関する算定

### 2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

表7-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.26 人	
			技師 B	0.26 人	

### 4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。

ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営 業	事業所 (企業)	—	技師 A	0.57	0.94	0.60	2.11 人	
			技師 B	0.57	1.43	1.61	3.61 人	
			技師 C	0.57	3.92	—	4.49 人	
			技師 D	—	—	0.45	0.45 人	



注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

表 7-4

難易区分	営業 A	営業 B	営業 C	営業 D	営業 E
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	3.00

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Bとは、法人で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

## 5 仮営業所設置工事費用の調査及び算定

仮営業所の設置については、プレハブリース建物で仮営業する場合と賃貸物件によって仮営業する場合の2区分とし、これに要する直接人件費の積算は、表7-5により行うものとする。

表 7-5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18 人	
			技師 B	0.33	0.87	0.56	1.76 人	
			技師 C	0.33	0.25	—	0.58 人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18 人	
			技師 B	0.50	0.25	0.31	1.06 人	
			技師 C	0.50	0.50	—	1.00 人	

## 6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表 7 - 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
居住者調査	世 帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02 人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05 人	
			技師 C	0.05	0.05	—	0.10 人	

## 7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表 7 - 7 により行うものとする。

表 7 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.20	0.06	0.05	0.31 人	
			技師 C	0.20	0.12	0.09	0.41 人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09 人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	
			技師 B	0.45	0.05	0.06	0.56 人	
			技師 C	0.45	0.24	0.12	0.81 人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10 人	
店 舗	店 舗	50 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	
			技師 B	0.26	0.05	0.04	0.35 人	
			技師 C	0.26	0.18	0.13	0.57 人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09 人	
事 務 所	事業所	50 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	—	0.03	0.03 人	
			技師 B	0.17	0.04	0.04	0.25 人	
			技師 C	0.17	0.11	0.10	0.38 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
工 場	事業所	50 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	—	0.02	0.02 人	
			技師 B	0.08	0.05	0.03	0.16 人	
			技師 C	0.08	0.10	0.07	0.25 人	
			技師 D	—	—	0.03	0.03 人	
倉 庫	事業所	50 m <sup>2</sup> 以上 150 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	—	0.02	0.02 人	
			技師 B	0.13	0.04	0.03	0.20 人	
			技師 C	0.13	0.12	0.06	0.31 人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06 人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

表7-8

床面積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
5.40	6.90	8.70	12.00	15.90

## 8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮住居又は 借家人補償	世帯	—	技師 A	—	—	0.02	0.02人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.13	0.13人	
移転雑費	所有者 又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.52	0.52人	

## 9 標準家賃の算定

標準家賃の算出及びこれに伴う取引事例収集の直接人件費の積算は、表7-10により行うものとする。

表7-10

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
標準家賃の 算出	標準家賃	—	技師 B	—	—	0.07	0.07人	
			技師 C	—	—	0.07	0.07人	

## 10 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定（仮住居又は借家人補償及び移転雑費）の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-11を適用することができる。

また、算定にあたって標準家賃の算出が必要となる場合には、表7-10により別途計上するものとする。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-12を適用するものとする。

表7-11

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居あり）	世帯	技師 A	—	0.02	0.10	0.12 人	
		技師 B	0.25	0.06	0.16	0.47 人	
		技師 C	0.25	0.17	0.74	1.16 人	
		技師 D	—	—	0.09	0.09 人	

注 本表は、表7-6、表7-7（一般住家）及び表7-9の合計人員である。

表7-12

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定（仮住居なし）	世帯	技師 A	—	0.02	0.08	0.10 人	
		技師 B	0.25	0.06	0.11	0.42 人	
		技師 C	0.25	0.17	0.61	1.03 人	
		技師 D	—	—	0.09	0.09 人	

注 本表は、表7-11より表7-9（仮住居又は借家人補償）の人員を控除したものである。

## 第8 予備調査

予備調査は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。

なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）について、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。

（留意点）建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。

表8-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.76人	
			技師 A	0.76人	
			技師 B	0.76人	

### 3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。

ただし、1事業所の予備調査を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表8-2の歩掛に表8-3の補正を行うものとする。

（参考）1業務の直接人件費＝（単位当たり単価×補正率×権利者数）

表8-2

種目	単位	規模	職種	外業	備考
関係資料収集	権利者		技師 B	1.68人	

表 8 - 3

権 利 者 数	補 正 率
3 未 満	1 . 0 0
3 以 上 ~ 5 未 満	0 . 9 0
5 以 上 ~ 10 未 満	0 . 8 0
10 以 上	0 . 7 0

#### 4 企業内容等の調査

企業の内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 4 により行うものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転計画案の検討に必要と認められる事項

表 8 - 4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05 人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30 人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。

#### 5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査とは、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 5 により行うものとする。

なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を現況測量等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用を計上するものとする。また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表8-6により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - ③原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表8-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地全体の配置	事業所	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.28	0.18	0.46 人	
			技師 B	0.28	0.97	1.25 人	
			技師 C	0.28	0.28	0.56 人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を検討する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表8-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用 実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積 300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.10	0.03	0.13 人	
			技師 B	0.10	0.05	0.15 人	
			技師 C	0.10	0.05	0.15 人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 7

敷地面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	25,000 m <sup>2</sup> 以上 35,000 m <sup>2</sup> 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

## 6 建物調査

建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 8 により行うものとする。

表 8 - 8

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
建物	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.44	0.14	0.10	0.68 人	
			技師 A	0.44	0.58	—	1.02 人	
			技師 B	0.44	0.70	0.37	1.51 人	
			技師 C	—	0.03	0.26	0.29 人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08 人	

注 1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。

注 2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表 8 - 9 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 9

建物面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90



## 7 機械設備等調査

機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要となる概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 10 により行うものとする。

表 8 - 10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備等	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.90	0.21	0.30	1.41 人	
			技師 A	0.90	0.78	1.44	3.12 人	
			技師 B	0.90	1.50	—	2.40 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 8 - 11 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 11

機械設備の 面 積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満	8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## 8 移転計画案の作成

移転計画案の作成は、基準、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）及び国土交通省損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の計画案 2 ～ 3 案を作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 8 - 12 によるものとする。

表 8 - 12

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画案の作成	事業所	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 C	0.47 人 1.68 人 1.15 人 5.51 人	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注 2 本表規模欄の面積以外の場合は、表 8 - 13 の補正率表を適用するものとする。

表 8 - 13

敷地面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	25,000 m <sup>2</sup> 以上 35,000 m <sup>2</sup> 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

## 第9 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査を併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第30条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。

### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。

表9-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.76 人	
			技師 A	0.76 人	
			技師 B	0.76 人	

### 3 関係資料収集

関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-2により行うものとする。

ただし、1事業所の移転工法案の検討を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって 表9-2の歩掛に表9-3補正を行うものとする。

(参考) 1業務の直接人件費 = (単位当たり単価×補正率×権利者数)

表9-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68 人	

表 9 - 3

権 利 者 数	補 正 率
3 未 満	1 . 0 0
3 以 上 ~ 5 未 満	0 . 9 0
5 以 上 ~ 10 未 満	0 . 8 0
10 以 上	0 . 7 0

#### 4 企業内容等の調査

企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 4 により行うものとする。

なお、予備調査、または、第 7 営業その他の調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

- (1) 所在地、名称及び代表者名
- (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- (4) 財務状況
- (5) 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの）
- (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- (8) その他移転工法案の検討に必要と認められる事項

表 9 - 4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	0.70	0.35	1.05 人	
		技師 B	0.70	0.60	1.30 人	
		技師 C	0.70	0.92	1.62 人	

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用し営業を行っている者をいう。

#### 5 敷地使用実態の調査

敷地使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 5 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 50 パーセントに補正するものとする。

また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表 9-6 により加算することができるものとする。

- (1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- (2) 用途地域等の公法上の規制
- (3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- (4) 敷地内の使用状況等
  - ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - ③原材料、製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - ④工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑地の位置及び面積
- (5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- (6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- (7) 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

表 9-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
敷地の使用 実態の調査	事業所	敷地面積	技師 A	0.28	0.18	0.46 人	
		300 m <sup>2</sup> 以上	技師 B	0.28	0.97	1.25 人	
		500 m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.28	0.28	0.56 人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を認定する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9-7 の補正率表を適用するものとする。

表 9-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の使用 実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13 人	
		300 m <sup>2</sup> 以上	技師 B	0.10	0.05	0.15 人	
		500 m <sup>2</sup> 未満	技師 C	0.10	0.05	0.15 人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合には、表 9-7 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 7

敷地面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	25,000 m <sup>2</sup> 以上 35,000 m <sup>2</sup> 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

## 6 移転工法案の作成

移転工法案の作成は、基準、運用方針及び取扱要領の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案 2～3 案を作成したうえで、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 9 - 8 によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を 80 パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、7 照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表 9 - 8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	備 考
移転工法案 の作成	事業所	敷地面積	主任技師	—	0.47 人	
		300 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	—	1.68 人	
		500 m <sup>2</sup> 未満	技師 B	—	1.15 人	
			技師 C	—	5.51 人	

注 1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注 2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 9 - 9 の補正率表を適用するものとする。

表 9 - 9

敷地面積	300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	800 m <sup>2</sup> 以上 1,300 m <sup>2</sup> 未満	1,300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	3.40

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	25,000 m <sup>2</sup> 以上 35,000 m <sup>2</sup> 未満
4.70	6.20	7.80	10.20	14.00	18.40

## 7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

### (1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1m<sup>2</sup>当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1m<sup>2</sup>当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積1m<sup>2</sup>当たり図面枚数は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表（建物面積1㎡当たり・A1判）

表9-10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012
5,000㎡以上	0.016	0.020	0.011

注 用途区分：イとは、店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの。

ロとは、劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの。

ハとは、工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの。

(2) 図面作成費（1枚当たり）の直接人件費は、表9-11により行うものとする。

表9-11

種目	職種	単位	A1判	A2判	備考
図面作成費	技師 A	1枚 当たり	3.10人	1.55人	
	技師 C		1.50人	0.75人	



(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料（標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他）の提供あるいは、設計上の方針の指示等により設計者の負担が軽減できる場合は、表 9 - 12 の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表 9 - 12

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合。	1.00～0.80
類似の参考例がかなりある場合。	0.80～0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合。	0.60～0.40

作成図面認定表

権利者 図面名称						
一 般 図	表 紙					
	配置・案内図					
	仕 上 表					
	平 面 図					
	立 面 図					
	屋 根 伏 図					
	断 面 図					
	矩 形 図					
	詳 細 図					
	展 開 図					
	建 具 表					

構造図	基礎伏図					
	基礎詳細図					
	軸組図					
	梁伏図					
	構造詳細図					
	鉄骨・鉄筋図					
	柱・梁リスト					
設備図	電灯設備図					
	動力設備図					
	給・排ガス図					
	その他設備図					
その他関係図						
合計		枚	枚	枚	枚	枚

## 8 機械設備設計

構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。

ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準によりがたいと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。

なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査 6 工作物の調査（1）機械設備の項に準ずるものとする。

$$\text{機械設備設計費} = \text{図面等費} + \text{算定費} + \text{見積徴収費}$$

(1) 図面等費

図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{図面等費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(2) 算定費

算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。

$$\text{算定費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(3) 見積徴収費

機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それにかかる費用を直接人件費として加算するものとする。

$$\text{見積徴収費} = \text{技術者員数} \times \text{基準単価}$$

(4) 標準技術者員数

機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表 9-13 及び表 9-14 のとおりとし、生産設備の見積を徴収する場合の技術者の標準員数は、表 9-15 のとおりとする。

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技師 D	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	

注 1 本表の区分は、表 6 - 15 のとおりとする。

注 2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注 3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注 4 本表の歩掛は、表 6 - 16 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表 9 - 14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装 置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 4 本表は、表 6 - 18 を再掲したものである。

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設 備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 4 本表は、表 6 - 22 を再掲したものである。

#### (5) 規模による員数の補正

表 9 - 13 に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表 9 - 16 に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

#### 機械設備 A の場合

表 9 - 16

機 械 設 備 の 面 積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00

#### 機械設備 A 以外の場合

機 械 設 備 の 面 積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満	8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

## 第10 事業認定申請図書等の作成

### 〔一〕 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。

#### ① 相談用資料作成

起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの

#### ② 申請図書作成

起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

### ① 相談用資料作成

#### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

#### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。

表10-1-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.95人	
			技師 A	0.95人	
			技師 B	0.95人	

#### 3 現地調査等

現地調査等は、相談用資料作成に必要な対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。

- (1) 法第4条地等管理台帳調査
- (2) 法第4条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第4条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 10 - 1 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.91	0.66	1.57 人	
			技師 A	1.83	2.07	3.90 人	
			技師 B	1.83	2.07	3.90 人	

#### 4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 3 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10 - 1 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.87	0.87 人	
			技師 A	2.76	6.02	8.78 人	
			技師 B	2.76	6.02	8.78 人	

#### 5 調書等の作成

調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 4 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書（案）等
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書（案）
- (4) 法第 4 条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) その他必要な書面等

表 10 - 1 - 4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	1.47	1.47 人	
			技師 A	—	10.73	10.73 人	
			技師 B	—	10.73	10.73 人	

## 6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数×添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10 - 1 - 5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.28	0.28 人	
			技師 A	—	0.92	0.92 人	
			技師 D	—	4.64	4.64 人	

## 7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表 10 - 1 - 6 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。

表 10 - 1 - 6

- (1) 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。

事業認定の対象となる距離	2.0km 未満	2.0km 以上 4.0km 未満	4.0km 以上 6.0km 未満	6.0km 以上 8.0km 未満	8.0km 以上 12.0km 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20



(2) ダム、飛行場、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	50ha 未満	50ha 以上 70ha 未満	70ha 以上 100ha 未満	100ha 以上 150ha 未満	150ha 以上 250ha 未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

(3) 学校、庁舎、その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

## 8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表 10 - 1 - 7 の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び 6 添付図面の作成とする。

表 10 - 1 - 7

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

## ② 申請図書作成

### 1 打合せ協議

中間打合せ回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 8 により行うものとする。

表 10 - 1 - 8

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	0.36 人	
			技師 A	0.36 人	
			技師 B	0.36 人	

### 3 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 9 により行うものとする。

- (1) 法第 4 条地等管理台帳調査
- (2) 法第 4 条地等物件調査
- (3) 土地面積の概数積算
- (4) 法第 4 条地面積等の積算
- (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

表 10 - 1 - 9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業 務	—	主任技師	0.59	0.42	1.01 人	
			技師 A	1.19	0.48	1.67 人	
			技師 B	1.19	0.48	1.67 人	

### 4 資料の収集及び作成

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 10 により行うものとする。

- (1) 計画内容に係るもの
- (2) 公益性等に係るもの
- (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- (4) その他の資料の収集及び作成

表 10 - 1 - 10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業 務	—	主任技師	—	0.59	0.59 人	
			技師 A	1.88	4.11	5.99 人	
			技師 B	1.88	4.11	5.99 人	

### 5 調書等の作成

調書の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10 - 1 - 11 により行うものとする。

- (1) 事業認定申請書 (案)
- (2) 事業計画書
- (3) 関連事業に関する協議書 (案)

- (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）
- (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）
- (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）
- (7) 事業説明会の実施状況を記載した書面等
- (8) その他必要な書面等

表 10 - 1 - 11

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
調書等の作成	業 務	—	主任技師	—	0.96	0.96 人	
			技師 A	—	7.01	7.01 人	
			技師 B	—	7.01	7.01 人	

## 6 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)

- (1) 起業地表示図
- (2) 法第4条地表示図
- (3) 関連事業表示図
- (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
- (5) 起業地計画図等
- (6) 法令制限地表示図
- (7) 許認可等土地表示図
- (8) 参考資料として必要な図面
- (9) その他必要と認められる図面

表 10 - 1 - 12

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
添付図面作成	種 類	—	主任技師	—	0.22	0.22 人	
			技師 A	—	0.74	0.74 人	
			技師 D	—	3.75	3.75 人	

## 7 対象事業及び規模による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

## 8 関連事業の有無による補正

相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。

## 【二】 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成は、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-2-1 により行うものとする。

ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表 10-2-2 により行うものとする。

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 10-2-1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 A	0.11 人	0.04 人	0.06 人
		技師 B	0.11 人	0.04 人	0.06 人

注 上表 A、B、C は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表 10-2-2

種 目	単 位	職 種	外 業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04 人	0.04 人
		技師 A	0.04 人	0.04 人
		技師 B	0.04 人	0.04 人

注 上表 A、B は次のとおりである。

A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合

B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

### 3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10－2－3 により行うものとする。

表 10－2－3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.86	0.86 人	
		技師 B	—	0.86	0.86 人	

### 4 裁決申請書（案）等の作成

裁決申請書（案）等の作成とは、法第 40 条に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表 10－2－4 によるものとする。

- (1) 裁決申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 法第 40 条第 1 項第 2 号関係書類
- (4) 法施行規則第 17 条第 2 号イに定める書面
- (5) 法施行規則第 17 条第 3 号に定める書面
- (6) 法第 36 条に定める土地調書（案）
- (7) その他必要と認められる書面

表 10－2－4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁決申請書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.33	0.33 人	
		技師 A	—	1.92	1.92 人	
		技師 B		1.92	1.92 人	

### 5 図面の作成

図面の作成とは、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書（案）に添付する図面を作成する作業及び既存の実測平面図を基に土地調書に添付する実測平面図を作成する作業をいい、直接人件費の積算は、表 10－2－5 及び表 10－2－6 により行うものとする。

表 10 - 2 - 5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する 図面及び起業地及び事業 計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.09	0.09 人	
		技師 D	—	0.94	0.94 人	

注 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、〔一〕事業認定申請図書の作成 ①相談用資料作成 7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

表 10 - 2 - 6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調書添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.03	0.03 人	
		技師 D	—	0.32	0.32 人	

## 6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 7 により行うものとする。

表 10 - 2 - 7

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.14	0.14 人	
		技師 A	—	0.52	0.52 人	
		技師 B	—	0.52	0.52 人	

### 〔三〕 明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成は、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として〔二〕裁決申請図書の作成と併せて発注するものとする。

なお、本歩掛によりがたい案件の場合は、各項目を適宜補正又は別途見積等を徴収して対応することができるものとする。

#### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

#### 2 現地踏査

現地踏査の直接人件費の積算は、表 10 - 2 - 1 又は表 10 - 2 - 2 により行うものとする。

### 3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表 10-3-1 により行うものとする。

表 10-3-1

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の整理・検討	件	技師 A	—	0.46	0.46 人	
		技師 B	—	0.46	0.46 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。

### 4 明渡裁決申立書（案）等の作成

明渡裁決申立書（案）等の作成は、法第 47 条の 3 に定める書類（図面の作成を除く）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 10-3-2 により行うものとする。

ただし、物件が存しない場合は、表 10-3-3 により行うものとする。

- (1) 明渡裁決申立書（案）
- (2) 法第 47 条の 3 第 1 項第 1 号関係書類
- (3) 法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 1 号に定める書面
- (4) 総施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 2 号に定める書面
- (5) 法第 36 条に定める物件調書（案）
- (6) その他必要と認められる書面

(裁決申請の予定地に物件が存する場合)

表 10-3-2

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.50	0.50 人	
		技師 A	—	2.28	2.28 人	
		技師 B	—	2.28	2.28 人	

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合)

表 10 - 3 - 3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
明渡裁決申立書（案）等の作成	件	主任技師	—	0.08	0.08 人	
		技師 A	—	0.21	0.21 人	
		技師 B	—	0.21	0.21 人	

## 5 図面の作成

図面の作成は、物件が存する場合に既存の図面を基に物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 4 により行うものとする。

表 10 - 3 - 4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図面の作成	件	主任技師	—	0.13	0.13 人	
		技師 A	—	0.68	0.68 人	
		技師 B	—	0.68	0.68 人	

## 6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成とは、明渡裁決申立書（案）を補充する資料（協議経過説明書等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表 10 - 3 - 5 により行うものとする。

表 10 - 3 - 5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.05	0.05 人	
		技師 A	—	0.17	0.17 人	
		技師 B	—	0.17	0.17 人	

注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。



## 第 1 1 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

### 1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 1 により行うものとする。

表 11 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
		—	技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

### 3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

### 4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第 6 建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとする。
- （3）建物の一部増築が行われている場合は、「第 6 建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

- (4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び (3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- (5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。
- (6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7 - 4 の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7 - 3 によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表 11 - 2 の歩掛のうち、調査外業を 110 パーセントに補正するものとする。

表 11 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営業（再調査・再算定）	事業所（企業）	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70 人	
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88 人	
			技師 C	0.16	3.44		3.60 人	
			技師 D	—		0.45	0.45 人	

- (7) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 3 により行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表によりがたい場合には、表 7 - 5 によることができるものとする。

表 11 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース （再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.11	—	0.56	0.67 人	
			技師 C	0.11	—	—	0.11 人	
仮営業所設置 賃貸物件 （再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.16	—	0.31	0.47 人	
			技師 C	0.16	—	—	0.16 人	

## 第 1 2 土地評価

土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合、当該残地を含む）の更地としての正常な取引価格の算定をする業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12 - 1 により行うものとする。

表 12 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54 人	
			技師 A	0.54 人	
			技師 C	0.54 人	

### 3 土地評価

土地評価は、次の区分によって行うものとする。

- (1) 地域区分及び標準地選定等業務
- (2) 標準地価格の算定業務
- (3) 各画地の評価格算定業務
- (4) 残地補償算定業務

### 4 地域区分及び標準地選定等業務

地域区分及び標準地選定等業務は、業務の対象となる地域の現地調査、用途的地域の区分検討、同一状況地域区分検討、取引事例地等検証、標準地選定条件決定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12 - 2 により行うものとする。

表 12 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
地域区分及び標準地選定等業務	業 務	2 ~ 3 区分	主任技師	0.58	1.34	1.92 人	
			技師 A	4.11	0.90	5.01 人	
			技師 C	4.11	3.78	7.89 人	
			技師 D	—	0.28	0.28 人	

注 1 標準地の選定は、同一状況地域区分ごとに、1 標準地の選定を行うものとしての

歩掛である。

注2 本表規模欄に定める区分の数は、取引事例比較法における近隣地域の数をいい、本表記載の規模以外のものについては、表12-3の補正率表を適用するものとする。

表12-3

近隣地域の数	1	2～3	4～5	6～7	8～10
補正率	0.80	1.00	1.40	1.80	2.30

## 5 標準地価格の算定業務

標準地価格の算定業務は、価格案の検討、鑑定評価との突合、公示価格規準、価格バランス検討等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-4により行うものとする。

表12-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
標準地価格の算定業務	標準地	—	主任技師	—	1.09	1.09人	
			技師 A	—	1.91	1.91人	
			技師 C	—	1.87	1.87人	
			技師 D	—	0.10	0.10人	

注 複数の標準地を設定する場合の直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

$$\text{標準地価格の算定に要する直接人件費} = \text{標準地数} \times \text{単価}$$

## 6 各画地の評価格算定業務

各画地評価格算定業務は、画地判定、個別的要因調査、比準算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-5によるものとする。

表12-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
各画地の評価格算定業務	100画地	—	技師 A	2.30	11.33	13.63人	
			技師 C	2.30	8.54	10.84人	
			技師 D	—	0.47	0.47人	

注 各画地の評価格算定業務費は、1業務当たりの画地数によって次式によるものとする。

$$\text{各画地の評価格算定に要する直接人件費} = \text{画地数} / 100 \times \text{単価}$$

## 7 残地補償算定業務

残地補償算定業務は、残地状況把握、比準表の適用、補償額の算定等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12 - 6 により行うものとする。

表 12 - 6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
残地補償 算定業務	100 画地	—	技師 A	1.17	6.66	7.83 人	
			技師 C	1.17	4.08	5.25 人	
			技師 D	—	0.25	0.25 人	

注 残地補償算定業務費は、残地補償対象数によって次式により行うものとする。

$$\text{残地補償算定に要する直接人件費} = \text{対象画地数} / 100 \times \text{単価}$$

(参考)

### 評価額の調整業務

画地価額集計後起業者の実情により別途指示する調整方針検討を基に、価格調整等を行う必要がある場合には、これに要する直接人件費の積算は、表 12 - 7 を参考とするものとする。

表 12 - 7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
評価額の 調整業務	業 務	—	主任技師	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	—	0.69	0.69 人	
			技師 C	—	0.88	0.88 人	
			技師 D	—	0.03	0.03 人	

### 第 13 補償説明

補償説明とは、公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の積算内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 13 - 1 の区分によるものとする。

なお、この場合の歩掛は、請負者が 2 名以上の編成で行うことを前提としたものである。

表 13 - 1

区 分	判 断 基 準
補償説明等 A	用地調査等業務共通仕様書第 124 条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。又はこれに準ずると認められるもの。
補償説明等 B	補償説明等 A 以外のもの。 ただし、表 13 - 2 の判断基準により区分を行うものとする。

表 13 - 2

区 分	判 断 基 準
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの。 (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物又は立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。 ただし、この場合の権利者数は 1 名とする。
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む）に供している借家人に係るもの。
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む）補償に係るもの。

注 補償説明等 B に係る直接人件費の積算に当たっては、表 13 - 2 による区分ごとの補正率は、表 13 - 3 により行うものとする。

表 13 - 3

区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ
補 正 率	0.50	0.80	1.00	1.30

### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 13-4 により行うものとする。

表 13-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	主任技師	0.54 人	
			技師 A	0.54 人	
			技師 B	0.54 人	

注 現地踏査は、表 13-1 の区分を行わないものとする。

### 3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等 A にあつては表 13-5、補償説明等 B にあつては表 13-6 により行うものとする。

(補償説明等 A)

表 13-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング等	権利者	—	主任技師	0.27	0.39	0.66 人	
			技師 A	0.54	0.81	1.35 人	
			技師 C	0.27	0.39	0.66 人	

注 1 補償説明等 A は、主任技師 1 名、技師 A 2 名、技師 C 1 名の合計 4 名編成によって行うことを前提としたものであり、表 13-5 に表示する技師 A は 2 名分の人員数である。

(以下「補償説明等 A の歩掛について同じ」)

注 2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等 B)

表 13-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング等	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06 人	
			技師 A	0.08	0.06	0.14 人	
			技師 C	0.08	0.06	0.14 人	

注1 補償説明等Bは、技師A 1名、技師C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注3 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

#### 4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-7、補償説明等Bにあつては表13-8により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-7

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.54	0.54人	
			技師A	—	2.97	2.97人	
			技師C	—	2.28	2.28人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表13-8

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
説明資料等の作成	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師A	—	0.17	0.17人	
			技師C	—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛は、表13-2のB-ハを基準としたものであり、表13-2の区分によって表13-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表13-3の補正単価 × 表13-2の区分ごとの権利者数

#### 5 補償説明

補償説明は、土地、物件調書の配布、補償内容の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-9、補償説明等Bにあつては表13-10により行うものとする。

(補償説明等A)

表13-9

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
補償説明	権利者	—	主任技師	5.40	0.81	6.21人	
			技師A	10.97	1.62	12.59人	
			技師C	5.57	2.43	8.00人	



注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表 13 - 10

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	1.97	0.10	2.07 人	
			技師 C	1.97	0.58	2.55 人	

注 1 本表の歩掛は、表 13 - 2 の B-ハを基準としたものであり、表 13 - 2 の区分によって表 13 - 3 の補正を行うものとする。

注 2 直接人件費 = 表 13 - 3 の補正単価 × 表 13 - 2 の区分ごとの権利者数

## 第14 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり、消費税等の額の補償額への加算の要否又は消費税相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

### 1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

### 2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 14 - 1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.15	0.09	—	0.24 人	
			技師 B	0.15	0.13	—	0.28 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 14 - 2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.06	0.09	—	0.15 人	
			技師 B	0.06	0.13	—	0.19 人	

## 第15 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

### 【一】 事前調査、事後調査及び算定

#### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のみの業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する。

#### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-1-1により行うものとする。

表 15 - 1 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.44 人	
			技師 B	0.44 人	
			技師 C	0.44 人	

#### 3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、第6建物等の調査 4 建物の調査 表6-3、表6-4及び表6-10の区分によるものとする。

#### 4 事前調査

##### (1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15-1-2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表 15 - 1 - 2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.60	0.21	—	0.81 人	
			技師 B	0.60	0.17	—	0.77 人	
			技師 C	0.60	0.79	—	1.39 人	
			技師 D	—	0.27	—	0.27 人	
木造建物B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.72	0.22	—	0.94 人	
			技師 B	0.72	0.20	—	0.92 人	
			技師 C	0.72	0.88	—	1.60 人	
			技師 D	—	0.27	—	0.27 人	
木造建物C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.33	0.14	—	0.47 人	
			技師 B	0.33	0.17	—	0.50 人	
			技師 C	0.33	0.51	—	0.84 人	
			技師 D	—	0.22	—	0.22 人	
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.29	0.12	—	0.41 人	
			技師 B	0.29	0.32	—	0.61 人	
			技師 C	0.29	0.55	—	0.84 人	
			技師 D	—	0.35	—	0.35 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.89	0.23	—	1.12 人	
			技師 B	0.89	0.47	—	1.36 人	
			技師 C	0.89	1.21	—	2.10 人	
			技師 D	—	0.35	—	0.35 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.87	0.29	—	1.16 人	
			技師 B	0.87	0.52	—	1.39 人	
			技師 C	0.87	1.33	—	2.20 人	
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.45	0.19	—	0.64 人	
			技師 B	0.45	0.28	—	0.73 人	
			技師 C	0.45	0.85	—	1.30 人	
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては表15-1-3、木造特殊建物にあつては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表15-1-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表 15 - 1 - 3

建物延べ 面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表 15 - 1 - 4

建物延べ 面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表 15 - 1 - 5

建物延べ 面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満	4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満	15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	9.50	12.30	15.90

表 15 - 1 - 6

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130 m <sup>2</sup> 程度	技師 A	0.40	0.06	—	0.46 人	
			技師 B	0.40	0.25	—	0.65 人	
			技師 C	0.40	0.16	—	0.56 人	
			技師 D	—	0.12	—	0.12 人	

## (2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表 15 - 1 - 7 により行うものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 8 の補正率表を適用するものとする。

表 15 - 1 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.21	0.06	—	0.27 人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21 人	
			技師 C	0.21	0.47	—	0.68 人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09 人	

注 建物調査の歩掛（表 15 - 1 - 2）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

表 15 - 1 - 8

敷地面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10	5.70

## 5 事後調査

## (1) 建物等の調査

建物敷地内の建物等の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15 - 1 - 9 により行うものとする。

表 15 - 1 - 9

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.53	0.23	—	0.76 人	
			技師 B	0.53	0.23	—	0.76 人	
			技師 C	0.53	0.43	—	0.96 人	
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人	
木造建物B	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.64	0.23	—	0.87 人	
			技師 B	0.64	0.23	—	0.87 人	
			技師 C	0.64	0.54	—	1.18 人	
			技師 D	—	0.24	—	0.24 人	
木造建物C	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.25	0.25	—	0.50 人	
			技師 B	0.25	0.26	—	0.51 人	
			技師 C	0.25	0.14	—	0.39 人	
			技師 D	—	0.27	—	0.27 人	
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.27	0.27	—	0.54 人	
			技師 B	0.27	0.28	—	0.55 人	
			技師 C	0.27	0.16	—	0.43 人	
			技師 D	—	0.28	—	0.28 人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.85	0.21	—	1.06 人	
			技師 B	0.85	0.36	—	1.21 人	
			技師 C	0.85	0.62	—	1.47 人	
			技師 D	—	0.37	—	0.37 人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.80	0.27	—	1.07 人	
			技師 B	0.80	0.34	—	1.14 人	
			技師 C	0.80	0.54	—	1.34 人	
			技師 D	—	0.51	—	0.51 人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.20	—	0.67 人	
			技師 B	0.47	0.26	—	0.73 人	
			技師 C	0.47	0.27	—	0.74 人	
			技師 D	—	0.39	—	0.39 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 3、表 15 - 1 - 4 及び表 15 - 1 - 5 の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者により共同所有となっているときには、本表によらず表 15 - 1 - 10 により直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持分を1戸として計上するものとする。

表 15 - 1 - 10

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有建物	戸	130 m <sup>2</sup> 程度	技師 A	0.25	0.06	—	0.31 人	
			技師 B	0.25	0.08	—	0.33 人	
			技師 C	0.25	0.12	—	0.37 人	
			技師 D	—	0.08	—	0.08 人	

## (2) 工作物の調査

工作物の調査とは、駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり、工作物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表 15 - 1 - 11 によるものとし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 8 の補正率表を適用するものとする。

表 15 - 1 - 11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.21	0.12	—	0.33 人	
			技師 B	0.21	—	—	0.21 人	
			技師 C	0.21	0.24	—	0.45 人	
			技師 D	—	0.13	—	0.13 人	

注 建物調査の歩掛（表 15 - 1 - 9）を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。

## 6 算 定

算定とは、事務処理要領第 6 条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 1 - 12 により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。



表 15 - 1 - 12

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	0.23	0.15	0.38 人	
			技師 C	—	0.58	0.13	0.71 人	
			技師 D	—	—	0.11	0.11 人	
非木造建物	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	0.39	0.26	0.65 人	
			技師 C	—	1.00	0.32	1.32 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
区分所有建物	戸	130 m <sup>2</sup> 程度	技師 A	—	0.04	0.06	0.10 人	
			技師 C	—	0.31	0.12	0.43 人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04 人	
工 作 物	箇所	100 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	—	0.19	0.13	0.32 人	
			技師 C	—	0.39	0.08	0.47 人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08 人	

注 1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注 2 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 15 - 1 - 3、表 15 - 1 - 4、表 15 - 1 - 5  
及び表 15 - 1 - 8 の補正率を適用するものとする。

## 【二】 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

なお、この場合の歩掛は、受注者が 2 名以上の編成で行うことを前提としたものである。

### 1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2 回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

### 2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第 6 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 1 により行うものとする。

表 15 - 2 - 1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.50 人	
			技師 B	0.50 人	
			技師 C	0.50 人	

### 3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 2 により行うものとする。

表 15 - 2 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	0.06	0.04	0.10 人	
			技師 C	0.06	0.04	0.10 人	

注 1 技師 A 1 名、技師 C 1 名の 2 名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注 2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

### 4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 3 により行うものとする。

表 15 - 2 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04 人	
			技師 A	—	0.12	0.12 人	
			技師 C	—	0.24	0.24 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

### 5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 15 - 2 - 4 により行うものとする。

表 15 - 2 - 4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	1.57	0.08	1.65 人	
			技師 C	1.57	0.46	2.03 人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

### [三]その他

「地盤変動影響調査算定要領の制定について」（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 51 号土地・建設産業局地価調査課長通知）第 9 条第 2 項及び第 11 条の規定による水準測量については、「設計業務等標準積算基準書」第 1 編測量業務第 2 章測量業務標準歩掛第 2 節水準測量の 4 級水準測量観測を適用するものとする。

この場合における取扱いは、次による。

- ① 地域差による変化率は、考慮しないものとする。
- ② 計測延長は、調査対象の建物の 4 面〔東西南北の側面〕の延長総和に、各調査対象建物と最寄り既知点までの距離を加えるものとし、単位を「km」とする。

なお、端数処理については、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までの値とする。

- ③ 精度管理費は、「設計業務等標準積算基準書」第 1 編測量業務第 1 章測量業務積算基準第 1 節測量業務積算基準 1 - 4 - 3 技術管理費の積算により算定するものとする。なお、適用する精度監理係数は、4 級基準点測量を適用するものとする。

## 別表

## 設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考	
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	
	作業計画の策定		業務	1		
権 利 調 査	公図等の転写		m <sup>2</sup>	100	数量が 1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。	
	地積測量図転写		m <sup>2</sup>	100		
	土地の登記記録の調査		m <sup>2</sup>	100		
	建物の登記記録の調査		戸	1		
	権利者確認調査	当初		m <sup>2</sup>	100	数量が 1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。
		追跡		人	1	
	利	公図等転写連続図作成		m <sup>2</sup>	100	数量が 1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。
	調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		墓地管理者等調査		使用者	1	
		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		法令関係資料の調査		m <sup>2</sup>	100	数量が 1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。
		現況利用調査		m <sup>2</sup>	100	
		聞き取り調査（自治体）		機関	1	
		登記履歴調査・住宅地図等調査		m <sup>2</sup>	100	数量が 1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は数値を 10 m <sup>2</sup> とする。
地形図等調査			m <sup>2</sup>	100		
聞き取り調査（地元精通者等）			m <sup>2</sup>	100		
報告書作成			業務	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		

建 物 等 の 調 査	現地踏査		業 務	1		
	木造建物		棟	1		
	木造特殊建物		棟	1		
	非木造建物		棟	1		
	建物等の法令適合性の調査		棟	1		
	機械設備		事業所	1		
	機械設備	見積	台	1		
	生産設備		設 備	1		
	生産設備	見積	台	1		
	附帯工作物		戸	1		
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1		
	独立工作物		箇 所	1		
	立竹木		m <sup>2</sup>	100	数量が 1000 m <sup>2</sup> 未満の場合は數位を 10 m <sup>2</sup> とする。	
	庭園		箇 所	1		
	墳墓等		m <sup>2</sup>	1		
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1		
		照応建物の設計案の作成	案	1		
	営 業 そ の	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
		現地踏査		業 務	1	
営業			事業所	1		
仮営業所設置		プレハブリース	事業所	1		
		賃貸物件	事業所	1		
居住者			世 帯	1		

他 の 調 査		一般住家、農家住宅	戸	1	
	動産	店舗	店 舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	標準家賃の算定		標準家賃	1	
	その他	仮住居有	世 帯	1	
		仮住居無	世 帯	1	
予 備 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
移転計画案の作成		事業所	1		
移 転 工 法 案 の 検	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		事業所	1	
	照応建物の詳細設計等	図面作成費	枚	1	

討	機械設備設計		事業所	1	
	機械設備設計	見積	台	1	
事業 認定 申請 図書 の 作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	現地調査等		業務	1	
	資料の収集及び作成		業務	1	
	調書等の作成		業務	1	
	添付図面の作成		種類	1	
裁 決 申 請 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1	
その他参考図書の作成		件	1		
明 渡 裁 決 図 書 の 作 成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1	
	明渡裁決申立書(案)等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
その他参考図書の作成		件	1		
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	

再 算 定 業 務	現地踏査		権利者	1	
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	
	仮営業所設置(再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
土 地 評 価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	
	評価格の調整		業 務	1	
補 償 説 明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1	
消 費 税 等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
		木造建物・木造特殊	棟	1	



事前調査、事後調査及び算定	事前調査	建物・非木造建物			
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

# 用材林等の取得補償に係る見積徴収費の積算等について

## 第1 適用範囲

- この用材林等の取得補償に係る見積徴収費の積算については、青森県県土整備部が所掌する公共事業に伴う用材林等の補償において、平成21年3月30日付け青監第1176号で県土整備部長より通知のあった「用材林等の取得補償の取扱いについて」の規定による取得補償の要件に該当する場合、もしくは該当すると予想される場合の見積書の徴収に必要な費用（以下、「見積徴収費」という。）を、用地調査等業務費に計上するときに適用するものとする。
1. の用地調査等業務費に見積徴収費を計上するときとは、用材林等の育成状況や林齢の確認、林齢帯の管理程度の良否を判断するのに専門的な知識を必要とするためである。
- 見積書の徴収は、青森県森林組合連合会（青森市松原1丁目：TEL 017-723-2657）から徴収することを標準とする。ただし、現地に滞在して調査を行う必要がある場合等は、最寄りの複数の森林組合等木材専門業者から徴収できるものとする。（単価比較により決定すること。）
- この用材林等の取得補償に係る見積徴収費の積算について特に定めのないものは、青森県県土整備部が制定する「用地調査等業務費積算基準」によるものとする。
- 取得補償に係る見積徴収費のほか、伐採補償費算定のための調査業務費を「用地調査等業務費積算基準」の立竹木の調査と算定に基づき、別途計上するものとする。（補償コンサルタント業務）

## 第2 見積書の内容

用材林等の取得補償の要件に該当する場合に徴収する見積もりの内容は、次のとおりとする。

- 立木の伐採費用
- 伐採木の搬出費用
- 伐採木の処分費用
- 枝葉の集積費用
- 枝葉の処分費用
- 立木の価格（木材としての価値）

ただし、(1)(2)(3)(6)は必須とし、(4)(5)は必要に応じて見積もり徴収するものとする。

## 第3 見積徴収費の内訳及び算定

- 見積徴収費の内訳は次のとおりとする。
  - 見積もりのための現地調査に係る直接人件費（外業）
  - 見積もりに必要な資料収集に係る直接人件費（内業）
  - 見積書作成に係る直接人件費（内業）
  - 現地調査のための旅費交通費
- 現地調査に係る直接人件費の算定は次表によるものとする。

表3-1 見積徴収費（現地調査）

区 分	単 位	職 種	外 業	計	備 考
			現地調査		
人工林	1,000㎡	技師 B	0.25	0.25	用地調査等の立竹木の調査歩掛を準用 用材林を適用
		技師 C	0.25	0.25	
天然生林	1,000㎡	技師 B	0.38	0.38	薪炭林（自然生林）を適用
		技師 C	0.38	0.38	

- 注1 本表歩掛りは、原則として1社の見積書の徴収に要する費用である。
- 2 青森県森林組合連合会から見積書を徴収する場合は、本表歩掛りによるものとする。
- 3 最寄りの森林組合等木材専門業者から見積書を徴収する場合は、本表歩掛りに見積徴収業者数を乗じて得た員数とする。この場合の見積徴収業者数は2社以上とする。
- 4 本表歩掛りは、取得補償費を算定するためのものであり、伐採補償費の算定については、別途、「用地調査等業務費積算基準」により適正に積算するものとする。
- 5 調査区域の地形等によって表3-2の補正を行うものとする。

表3-2

地 形	平 坦 地	丘 陵 地	傾 斜 地	急 傾 斜 地
補 正 率	0.90	1.00	1.10	1.20

3. 資料収集及び見積書作成に係る直接人件費の算定は次表によるものとする。

表3-3 見積徴収費（資料収集及び見積書作成）

区 分	単 位	職 種	内 業		計	備 考
			資料収集	見積書作成		
人 工 林 天 然 生 林	地 権 者	主任技師	—	0.04	0.04	用地調査等の機械設備の見積を参照
		技 師 A	0.09	0.18	0.27	

- 注1 本表歩掛りは、原則として1社の見積書の徴収に要する費用である。
- 2 青森県森林組合連合会から見積書を徴収する場合は、本表歩掛りによるものとする。
- 3 最寄りの森林組合等木材専門業者から見積書を徴収する場合は、本表歩掛りに見積徴収業者数を乗じて得た員数とする。この場合の見積徴収業者数は2社以上とする。
- 4 本表歩掛りは、筆数や区分に関係なく1地権者当たりとする。

4. 現地調査のための旅費交通費の算定は次のとおりとする。

- (1) 通勤により業務を行う場合の交通費

- 1) 通勤により業務を行う場合は、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算することを標準とする。
- 2) 積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とし、連絡車（ライトバン）の1日当たり運転時間は、2時間を標準とする。

ただし、現地調査が0.5日で終了する場合については、積算上の基地から現地までの片道距離を60km程度（高速道路等を利用する場合は120km程度）もしくは片道所要時間2時間程度まで延長できるものとする。

ここでいう積算上の基地とは、原則として見積徴収業者の所在する市役所等とする。尚、2社以上から見積書を徴収する場合は、各々業者毎に積算するものとする。

- 3) 連絡車（ライトバン）運転費の算定は次表によるものとする。

連絡車（ライトバン）運転費 1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h×○h
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料
〃	〃	日	1.0			供用日当り損料

注1 連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費は計上しない。

- 2 高速道路等の料金は別途計上すること。

- 4) 上記1)～3)により難しい場合は、別途の方法で計上することができるものとする。

(2) 現地に滞在して業務を行う場合の交通費

- 1) 上記(1)の範囲を超える場合は、現地に滞在して業務を実施することを標準とする。
- 2) 現地に滞在して業務を行う場合の滞在地までの移動は、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算することを標準とする。
- 3) 積算上の基地から滞在地までの片道距離が60km程度（高速道路等を利用する場合は120km程度）もしくは片道所要時間2時間程度とし、連絡車（ライトバン）の1日当たり運転時間は、2時間を標準とする。

ここでいう積算上の基地とは、原則として見積徴収業者の所在する市役所等とし、滞在地とは、青森市・弘前市・八戸市・十和田市・三沢市・五所川原市・むつ市・鱒ヶ沢町の各市役所及び役場とする。

- 4) 積算上の滞在地から現地までの片道距離が30km程度、もしくは片道所要時間1時間程度とし、連絡車（ライトバン）の1日当たり運転時間は、2時間を標準とする。

尚、2社以上から見積書を徴収する場合は、各々業者毎に積算するものとする。

- 5) 連絡車（ライトバン）運転費の算定は次表によるものとする。

○ 基地から滞在地まで

連絡車（ライトバン）運転費 1日当たり単価表（片道）

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	5.2			2.6L/h×2h
損料	ライトバン 1.5L	h	2.0			運転時間当り損料
〃	〃	日	1.0			供用日当り損料
計						

注1 連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費は計上しない。

2 高速道路等の料金は別途計上すること。

○ 滞在地から現地まで

連絡車（ライトバン）運転費 1日当たり単価表（往復）

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	5.2			2.6L/h×2h
損料	ライトバン 1.5L	h	2.0			運転時間当り損料
〃	〃	日	1.0			供用日当り損料
計						

注 連絡車（ライトバン）運転費には、運転労務費は計上しない。

- 6) 上記1)～5)により難しい場合は、別途の方法で計上することができるものとする。

(3) 現地に滞在して業務を行う場合の旅費

- 1) 現地に滞在して業務を行う場合の宿泊日数の算定は、技術者別に次式により算出する。

$$D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2 \quad (\text{土曜、日曜を休日とする})$$

ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。

$$S_i = D_i \times 1 \quad (\text{技術者別編成人員})$$

ただし、 $C_i$  : 標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

$D_i$  : 補正された外業所要日数

$S_i$  : 滞在費支払い対象日数

$i$  : 主任技師、技師A

- 2) 宿泊料・日当等は、国土交通省が公表する「設計業務等標準積算基準書（参考資料）」第2章積算基準（参考資料）第1節積算資料1-3-2旅費交通費の扱いによるものとする。

- 3) 現地に滞在して業務を行う場合の旅費交通費の構成は、次によるものとする。

$$\text{旅費交通費} = \underbrace{\text{往復交通費}}_{\text{連絡車運転費} \times 2 \text{日}} + \underbrace{\text{普通旅費相当分}}_{(\text{基準日額} + \text{日当})} + \underbrace{\text{滞在日額旅費相当分}}_{\text{宿泊料} (1 \text{泊}) + \text{宿泊料} \times \text{必要日数}}$$

5. 見積徴収費の算定は次のとおりとする。

(1) 積算上の見積徴収費は、上記2.～4.に基づき算定するものとし、直接経費のうちのその他の経費として計上するものとする。

よって、その他原価の対象としない。

(2) 設計書（内訳表）の記載例を次に示す。

用地調査等業務費内訳書

費目(レベル1)	工種(レベル2)	種別(レベル3)	細別(レベル4)	規格(レベル5)	積算要素(レベル6)	単位	数量	摘要
用地調査等						式	1.0	
	建物等の調査					式	1.0	
		打合せ協議				業務	1.0	
		現地踏査				業務	1.0	
		立竹木の調査及び算定				千㎡	300.0	
			用材林	丘陵地	内・外業	千㎡	200.0	
			薪炭林(自然)	傾斜地	内・外業	千㎡	100.0	
直接人件費計 (A)						式	1.0	
材料費等 (B)						式	1.0	
旅費交通費 (C)						式	1.0	
	連絡車(ライトバン)運転費		1時間			日	3.0	打合せ協議
	連絡車(ライトバン)運転費		2時間			日	89.0	現地踏査及び調査
その他の経費(D)						式	1.0	
	見積徴収費					式	1.0	
		現地調査				万㎡	30.0	
			人工林	丘陵地		万㎡	20.0	
			天然生林	傾斜地		万㎡	10.0	
		資料収集及び見積書作成				地権者	15.0	
		連絡車(ライトバン)運転費	2時間			日	9.0	
直接経費計	(B)+(C)+(D)							
直接原価	(E)=[(A)+(B)+(C)+(D)]							
その他原価	(F)=(A)×0.35/(1-0.35)							
業務原価	(G)=(E)+(F)							
一般管理費等	(H)=(G)×0.3/(1-0.3)							
業務価格	(I)=[(G)+(H)]							
消費税相当額	(J) = (I) × 消費税等の率							
業務費	(I) + (J)							

その他原価  
の対象外

(3) 森林組合等木材専門業者に支払う見積徴収費は、上記(1)で算出した額を1,000円単位に丸め（切り捨て）た額に消費税率を乗じて得た額を加算した金額とし、適正な執行が行われるよう「業務に関する指示票」等に、見積もり内容とともに明記するものとする。

## 第 4 編 現場技術業務委託積算基準(案)

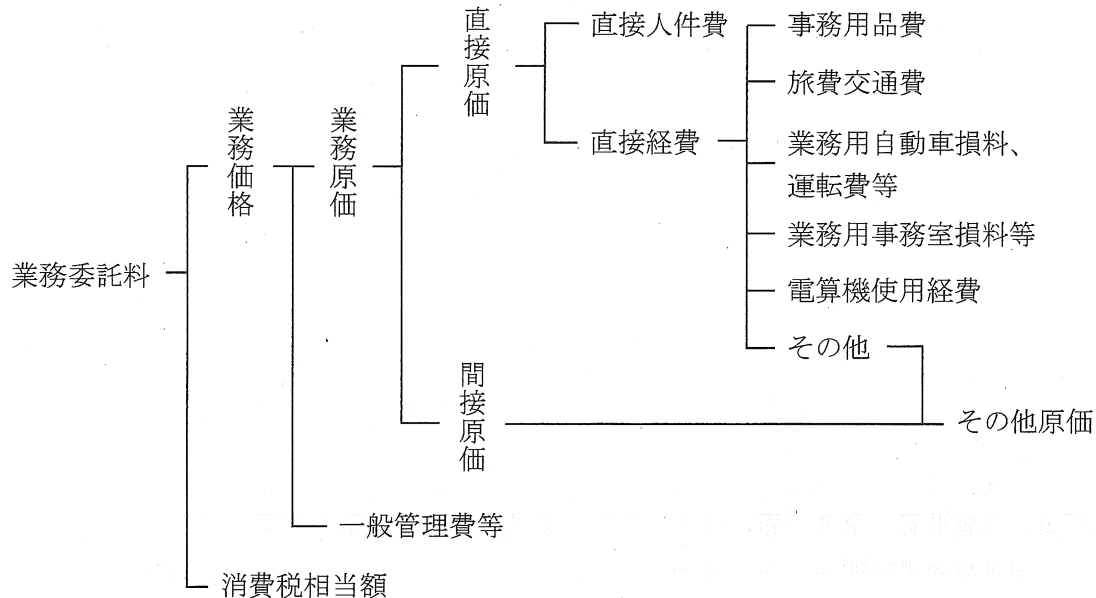
## 現場技術業務委託積算基準（案）

### 1. 適用範囲

この積算基準は、土木工事（港湾空港関係除く）に係る現場技術業務を発注する場合に適用する。

### 2. 業務委託料

#### (1) 業務委託料の構成



#### (2) 業務委託料構成費目の内容

##### 1) 直接原価

###### ①直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

###### ②直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の a から d までに掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
- d. 業務用事務室損料及び備品費等
- e. 電算機使用経費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

##### 2) その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

###### ①間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

##### 3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

###### ①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光

熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方法

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

= [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) × (1 + 消費税率)

(2) 各構成費目の算定

1) 直接人件費は下記による。

技術者の区分	職 階	基準日額	摘 要
管理技術者	技師 (A)	別 途	業務打ち合わせとして計上
現場技術員	技師 (C)		職階選定については別途とする。
	技術員		

(注) 管理技術者及び現場技術員の資格は別途定め特記仕様書に記載するものとする。現場技術員の月額単価 = 基準日額 × 19.5日 / 月 + 超過業務標準時間相当額

※超過業務標準時間相当額の積算は、現場技術員の時間外給与月当り30時間当分を計上することを標準とする。

超過業務時間当たり単価は次式による。

$$\text{超過業務時間当たり単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha + \beta$$

$$\text{ただし、} \alpha = \frac{125}{100}$$

$$\beta = (\text{割増対象賃金比})$$

2) 直接経費は、2 (2) 1) ②の各項目について実費を積算し、次により積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

①事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

②旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支援規則」に準じて積算する。

a. 発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする。

b. 現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「設計業務等標準積算基準書 (参考資料)」を準用するものとする。

③業務用自動車損料、運転費等

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次の a、b により積算する。

a. 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン (1.50) とする。



b. 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④事務室損料等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

⑤電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

⑥その他

①～⑤のほか、電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

4) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \text{直前の請負代金額} / \text{直前の官積算金額}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、運転費等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。